

2024 年度 湘北短期大学 自己点検・評価報告書

湘北短期大学 自己点検・評価委員会

目次

はじめに

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】……………4

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]

[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】……………10

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】……………31

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】……………45

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

はじめに

2025 年 6 月

自己点検・評価委員会

委員長 鈴木 弘充

本報告書(2024 年度自己点検・評価報告書)は、2025 年度の自己点検・評価報告書が 2026 年度の認証評価の対象となることから、認証評価の全項目について総点検することとしました。

2023 年度の報告書は、評価活動の実質化を図るために、記述式からチェック方式に変更し、PDCA サイクルを機能させるために、前年度の課題への対応を項目に加え、それに伴い自己点検・評価中間報告書を廃止するなど、改革を進めていました。

今年度(2025 年度)は従来通り、この 2024 年度の自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価中間報告書も作成することになります。

自己点検・評価の取り組みが、有意義なものになるよう、今後もよろしくお願いいたします。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

【自己点検・評価委員会】

昭和49年の湘北短期大学開学にあたり、当時の学校法人ソニー学園理事、井深 大氏は、「私の期待する大学教育」として、本学の教育理念・理想を明確に示した。以下、その全文である。

なんとかして有名大学を出ることが、もっと簡単にいえばよい大学へさえ入ってしまえば人生の大半が決まってしまう様な今日の世の中の機構に、私は大変疑問を感じる。

ほんとうに世の中の役に立ちその存在に意味のある人は、こんな教育の考え方の中から決して生まれてこないだろう。教育は決してだまっていて上から自動的に与えられるだけのものではない。自分で求め何処までも自分で追求して行くのが真の教育の姿ではないだろうか。

こんな方向を目指し、どんどん実現して行ける学校がこれからの日本にはどうしても必要であるということから、湘北短期大学が生まれることになったのである。

実技を通じて智識のみでなく、世の中を生きて行く、人を率いて行ける人柄を身につける教育を私は大いに期待している。

本学は、創立25周年(平成10年)を機に、これを建学の精神とし、さらに「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」の一文に集約したものを教育理念とすることを常勤理事会及び教授会にて確認した。

建学の精神は、「自分で求め、～追求していく」ことが真の教育の姿であり、これを目指し、実現することが本学の使命であること、「実技を通じて智識のみでなく、世の中を生きて行く、人を率いて行ける人柄を身につける教育」を目指しており、この精神は、教育基本法に基づいた公共性を有するものである。

建学の精神は、大学案内、学生生活ガイド、大学WEBサイトなどへの掲載、キャンパス7か所でのパネル掲示、「建学の精神の碑」など、多くの場所で目にすることができるだけでなく、オープンキャンパス、入学式、卒業式、ガイダンス、保証人・ご家族対象の教育懇談会等の機会に、学内外に向けて表明されている。

本学では、年二度の全学会同、次年度に向けた教育計画会議の場で、学長による方針発表がなされるが、その際に、建学の精神やそれに基づく教育理念から説き起こすことで、建学の精神は学内において共有されている。

建学の精神を具現化した教育理念「社会で本当に役立つ人材を育てる」は、学則第1条第2項「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することにより、社会でほんとうに役立つ人材を育て、もって社会の発展に寄与する。」に表されている。本学は、定期的に学則の見直しを行い、必要な場合には、常勤理事会及び教授会の諮問を経て、新学則を定めており、これにより、建学の精神を確認している。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

【教務・学生部】

建学の精神と教育の理念に基づいて、「湘北短期大学教育基本方針（教育目的、学修成果、三つの方針）」（以下「教育基本方針」という。）を定めている。「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」という「教育の理念」に基づき、それを具現化するため教育目的を「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を育てること」としている。

学科の教育目的・目標は、大学全体の教育目的に定める人材育成を実現するために、各学科の学びに関する知識・技能を身につけることであり、それらの学修成果は「学修成果」並びに「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（以下「DP」という。）において示している。

各学科の教育目的・目標は、「教育基本方針」に示している。「教育基本方針」は、WEB サイトや履修ガイド、学生募集要項等に掲載し、ステークホルダーである受験生、学生、保証人・学生の家族、高等学校教諭、就職先団体・企業が認知できるよう努めている。

学科の教育目的・目標の達成状況は、「アセスメント・ポリシー」及び「アセスメント・プラン」に基づき、成績評価や各種調査・アンケートの結果を集計し把握・評価している。

学科の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについての定期的な点検は、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」（地域企業等 3 社の担当者、商工会議所事務局長、高等学校教諭、社会福祉法人理事長が参加）、卒業生の就職先企業へのアンケート、卒業生アンケートにより行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

【教務・学生部】

「建学の精神」に基づいて大学としての学習成果を定めている。また、各学科の学習成果は、学科の教育目的・目標に基づき定めている。大学、各学科の学習成果は「教育基本方針」において「学修成果」として示している。

「教育基本方針」は、WEB サイトや履修ガイド、学生募集要項等に掲載しており、学習成果を学内外に表明している。

学習成果は、教育課程審議会（年 2 回）、教授会、常勤理事会等で、学校教育法の短期大学の規定に照らして定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

【教務・学生部】

DP、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」（以下「CP」という。）、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」（以下「AP」という。）、は「湘北短期大学における内部質保証の方針及び実施体制」に基づき、教育課程審議会、アドミッション・オフィス会議、教授会等で組織的な議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定している。三つの方針は「教育基本方針」の中で示している。「教育基本方針」は、WEB サイトや履修ガイド、学生募集要項等

に掲載しており、三つの方針を学内外に表明している。

大学及び各学科の DP は各々の学習成果を包含して示しており、卒業の要件を明確に示している。

大学及び各学科の DP は、教育の理念「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」、教育目的「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を育てる」を踏まえて策定している。教育の理念、教育目的とも、簡潔で明快なメッセージであり、それに基づき大学及び各学科の DP では「コミュニケーション能力」「数量的能力」「情報リテラシー」「専門知識」等の普遍的に必要な能力を身に付けることを包含しており、社会的・国際的に通用性がある。

DP についての定期的な点検は、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」（地域企業等 3 社の担当者、商工会議所事務局長、高等学校教諭、社会福祉法人理事長が参加）、卒業生の就職先企業へのアンケート、卒業生アンケートでの意見を踏まえ、教育課程審議会、教授会等で行っている。

大学及び各学科の CP は各々の DP に対応し、DP に示す学修成果を獲得するために必要なカリキュラムの構造を示している。

CP についての定期的な点検は、教育課程審議会、教授会等で行っている。

大学及び各学科の AP は「学修成果」及び DP に対応し、学習成果を獲得するために、入学前に身に付けておくべき知識や意欲・評価を明確に示している。

AP についての定期的な点検は、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」、高等学校関係者からの意見を踏まえ、「湘北短期大学における内部質保証の方針及び実施体制」に基づき、アドミッション・オフィス会議、教授会等で行っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

現行の教育基本方針において、学修成果と三つの方針はそれぞれが対応する内容となっているが、項目が共通しているわけではなく、一見しただけではその対応が判りづらい。

DP は社会的・国際的に通用性を持つ内容となっているが、明確かつ定量的な根拠があることが望ましい。

また、卒業の認定に関する詳細は別に規程に定められているが、DP でもそれらを示すことが望ましい。

AP では入学者に求める知識や意欲を示しているが、入学前の学習成果の把握・評価は学生募集要項に示されている。AP においても同様に「把握と評価」について示す必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

【地域連携センター】

本学は、社会への貢献についての取組みに関する方向性を示しており、地域・社会への貢献に取り組んでいる。

2024 年度は、あつぎ協働大学の教養講座として 4 講座を開講し 52 名が参加した。また、特別講座として中学生向けの保育入門講座を開講した。さらに、正規の授業の開放として、「F

P 基礎論」を連携校の高校生に開放し 5 名が受講した。

厚木市、厚木市内 5 大学と協定を締結し各種連携活動をおこなっている。また、ソニーグループなどの企業とも連携し活動を行っている。

教職員や学生は、年 2 回共同で本厚木駅から大学までのゴミ拾いボランティアを実施している。さらに、連携高校と協力して厚木工業団地のゴミ拾いボランティア活動を行った。

地域連携センター定例会(毎月実施)では、地域・社会への貢献の取組みについて点検を行っている。

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -C 社会貢献の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -D 内部質保証]

[区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I -D-1 の現状>

【自己点検・評価委員会】

本学は、「専門委員会規程」に基づき、規程として「自己点検・評価委員会細則」を、組織として自己点検・評価委員会を整備している。自己点検・評価委員会の委員長は ALO をあててことを原則とし、委員は、各組織の専任教職員の中から、各学科長、各センター長及び各部長がそれぞれ推薦し、学長が任命することとしている。

自己点検・評価委員会は、令和 4 年に制定された「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」の中で、点検・評価実施統括組織として、点検・評価に係る項目の設定、実施計画の策定、実施の指示、結果の取り纏め等を行い、自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評価の結果を学内外に公表する責任を持つ組織と位置付けられた。

自己点検・評価委員会は、年度ごとの自己点検・評価の実施と結果の取りまとめを行い、「自己点検・評価報告書」、「湘北短期大学データ集」を作成している。「自己点検・評価報告書」は、本学 WEB サイト上に公表し、「湘北短期大学データ集」は、学内ポータルサイトに掲載することで全教職員が情報を共有している。これらの自己点検・評価の活動は、全学・全部門に渡ることから全教職員が、直接・間接的に関与することになる。

また、学長及び各部門代表教職員、各学科長と近隣の高等学校や企業・保育所等の関係者からなる外部諮問委員会を毎年度開催し、そこで得られた本学の教育・研究活動に関しての意見を、自己点検・評価活動に取り入れている。聴取した意見は、それに対する回答と共に本学 WEB サイトに公表し、その後の取り組みと成果について次年度の外部諮問委員会で報告することにより、PDCA サイクルを機能させている。加えて、高大連携連絡協議会、高大連携教育研究会を毎年度開催し、本学の教育活動に関して、高等学校の関係者から意見聴取を行っている。

自己点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書にまとめられ、そこで挙げられた課題等についての取り組みを次年度の自己点検・評価報告書において報告することで、改革・改善の PDCA サイクルが成り立っている。認証評価の結果における「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応については、該当する部門において取り組み、その成果等について、自己点検・報告書に記

載するなど、改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I-D-2 の現状>

【教務・学生部】

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、2018 年度に「アセスメント・ポリシー」を定め、学生の学修成果を「大学（機関）レベル」、「教育課程レベル」、「科目レベル」の 3 つのレベルで把握し、評価を行っている。また、2023 年度に「アセスメント・プラン」を制定し、アセスメントの実施目的、活用方法、内容、実施時期、実施部門等を明確にした。アセスメントで得られたデータは、学科・センターへフィードバックされ、教育課程の検討に活用している。

「アセスメント・ポリシー」や「アセスメント・プラン」は教務委員会、教授会、教育課程審議会等で定期的に点検している。点検に基づき、2018 年度には、従前から行っていた「授業評価アンケート」を「自己学修及び授業評価アンケート」に変更した。また、更なる点検、見直しにより 2023 年度には「自己学修及び授業評価アンケート」から「授業改善アンケート」に変更した。

教育の向上・充実のための PDCA は「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」に基づき、次の手順で実施している。

項目	主な内容
【PLAN】 & 【ACTION】	■常勤理事会（全学内部質保証推進組織） 学長の意思決定を補佐し、教育研究に関する重要事項を審議する最高意思決定組織として内部質保証を推進する責任を持つ
【PLAN】 & 【ACTION】	■教授会 常勤理事会と連携し、教育基本方針の策定と見直し、教育課程の決定及び入学者選抜方法の決定等、本学の教育研究に関する重要事項について審議し、学長の諮問に答える
【CHECK】	■自己点検・評価委員会（点検・評価実施統括組織） 点検・評価に係る項目の設定、実施計画の策定、実施の指示、結果の取り纏め等を行い、自己点検・評価報告書を作成するとともに教育改善に関する提言を行う。また、自己点検・評価の結果を学内外に公表する
【CHECK】	■教育課程審議会（教学マネジメント組織） DP 及び CP の適切性を管理するとともに、これに基づく教育課程に関する PDCA サイクルの実質化を推進する責任を持つ
【CHECK】	■アドミッション・オフィス会議（入学者選抜評価実施組織） DP 及び CP を踏まえた AP の適切性を管理するとともに、これに基づく入学者選抜に関する PDCA サイクルの実質化を推進する責任を持つ
【DO】	■学科、センター、図書館及び事務局等の各部門（教育研究実施組織等） 部門における内部質保証推進の実施主体となり、自己点検・評価及びその結果に基づき自部門の諸活動について改善・向上を図る責任を持つ 各学科は、3 つのポリシーに係る適切性を点検・評価した結果、及びその課題に対する具体的な改善計画を、教育課程審議会及びアドミッション・オフィス会議において協議し、教育改善を行う
【CHECK】	■「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」（外部評価機関）、 「代表学生からの意見聴取会」 自己点検・評価委員会からの諮問に基づき、本学の教育・研究活動について第三者の立場から定期的に評価を行い、必要に応じて本学の教育・研究活動の質の向上及び組織の活性化に資する提言を行う

	本学の教育活動、学修環境等における取組みの適切性を、ステークホルダーである学生の視点から点検・評価するため、代表学生からの意見聴取会を定期的に開催する
【 PDCA 】 support	■IR 室（データ収集、分析組織） 各部門の点検・評価に必要な教育・学生支援に関する情報収集や分析を行い、客観的で合理的なエビデンスを提供し、各部門の自己点検・評価を支援する

関係法令の変更は、文部科学省通達やWEBサイト等を確認し遺漏のないように努めている。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令等の変更があった場合は、その都度、常勤理事会、教授会で確認後、全学で共有している。なお、教育課程の変更は、年度末に次年度の学則変更を文部科学省へ届出を行なうとともに、WEBサイトでの公表を遺漏なく実施している。各種資格（教育職員免許、保育士に関する資格など）についても、資格取得規則の改正に従って教育課程の見直しをその都度実施している。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

本学の教育内容は、高大連携協定校や「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」等から意見を募り、その内容を反映させているが、さらに社会で必要とされている内容を教育課程に盛り込むために、実施回数を含め工夫をしていく。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価の課題についての改善計画 「建学の精神」及び「教育の理念」は、本学の教育基盤として確立している。学科の教育目的・目標、学習成果は、「教育の理念」に基づいて定められているが、教育目的・目標、学習成果が地域・社会の要請に込えているかを客観的な視点で確認できるよう取組み、改善していく。また、学習成果の査定をより精度の高いものとし、教育の質を保証する具体策の改善につなげていく。
--

【教務・学生部】

教育目的・目標、学習成果が地域・社会の要請に込えているかを客観的な視点で確認できるよう、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」では2022年度より学外の委員を一名増員するとともに、事前・事後アンケートの充実を図った。また、「地域連携センター」の開設により、地域との連携をより密に図る体制を整えた。

学習成果の査定をより精度の高いものとし、教育の質を保証するため、以下の取組みを実施した。

- 2017年度 「湘北短期大学教育基本方針（教育目的、学修成果、三つの方針）」制定
- 2018年度 「アセスメント・ポリシー」制定
- 2019年度 「カリキュラムマップ」制定
- 2022年度 「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」制定
- 2023年度 「アセスメント・プラン」制定

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

【教務・学生部】

単位授与の要件については「学則」第4章に、卒業認定や学位授与に関する要件は「学則」第5章に定めている。「学則」はWEBサイトや「履修ガイド」に掲載し広く周知を行っている。単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件について、学生にはガイダンス等で説明を行っている。

単位の実質化を図るため、CAP制を導入し、年間に履修登録できる単位数を学科ごとに定めている。

単位授与、卒業認定や学位授与の適切な運用のため「成績評価に関するガイドライン」、「卒業の認定に関する規程」、「学位規程」を定めている。学科会議及び教授会、教務・学生部による確認により、単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

「進級に関する規程」を定め進級判定を行っている。「進級に関する規程」は「履修ガイド」に掲載し周知している。また、「進級に関する規程」、進級要件について、学生にはガイダンス等で説明を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、ビジネス社会で活躍できる人材を育成するため、専門教育科目に「共通必修科目」「共通選択科目」「コース科目」の3つの学習区分を設定している。そして、①会社の役割・流通の仕組み・金銭の動きなどのビジネス知識、②情報化が進むビジネス社会におけるIT活用能力、③さまざまな業種・職種で求められる実践的な知識と技能の3つを身につけられるカリキュラムを用意している。

これらの学習成果に対応した授業科目を、3つの学習区分に沿って体系的に編成しており、各科目の目的と到達目標がシラバスで明確に設定されている。

また、グループワークや、ビジネスの第一線で活躍する講師による授業、地域や企業と連携した実践的な活動など、多様な教育手法を取り入れ、学生の成長を支援している。さらに、IT・簿記・販売・秘書・観光などの各種資格取得もサポートしている。全科目においてシラバスを作成しており、学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等を明示している。

学生による授業評価アンケートを前期・後期に実施し、その結果を授業改善に活用している。また、授業内容については担当教員間で定期的に情報を共有し、内容の整合性や科目間の連携を図っている。さらに、教育課程の内容は、社会や業界のニーズに応えるために、外部諮問委員会で指摘された事項について見直しを行い、継続的な改善を図っている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科の教育課程は、全学共通科目[リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目]および専門教育科目[学科共通必修科目、学科共通選択科目、専門領域を学ぶコース必修科目および選択科目]により構成され、各科目は、「基礎科目」「応用科目」「発展科目」「資格科目」に分類されている。5つの専門領域[ファッションコース、フードコース、インテリアデザインコース、子どもサービスコース、医療事務・情報コース]は、専門的な知識と実践的な技能を修得できるよう科目を編成し配置している。加えて、学科の教育システムはコースに縛られずに専門科目の履修が可能であり、学生が希望する進路に合わせて的確に科目を選択し学修成果を獲得できるよう、教育課程表、カリキュラムツリー、モデル時間割等を提示し、丁寧な指導を行っている。

教育課程は年度ごとに見直しを行い、改善に取り組んでいる。見直しにおいては下記のような段階的なプロセスを経ている。

科目レベルでの見直し

- ① 教員はシラバスに授業の具体的到達目標と成績評価基準を明示し、その到達度を測ることにより学修成果の獲得状況を評価している。また、全授業において「授業改善アンケート」を行い、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ② 全学的に年2回行われる授業参観週間において相互に開講授業を参観し、教員は自身のスキルアップおよび授業内容や指導方法の改善に活かしている。なお、学外Pからの専門家をゲスト講師として招聘する機会等にも随時授業公開を行っている。
- ③ 地域と連携したイベントやファッションショーなど、学びの成果を公開する機会を継続的に設けPDCAを実践している。

コースや学科レベルでの見直し

- ① 生活プロデュース学科では専門分野を学ぶ5コース[ファッションコース、フードコース、インテリアデザインコース、子どもサービスコース、医療事務・情報コース]を設置している。コース主任は、専門的な知識と実践的な技能を修得できるよう、設置科目の点検と見直しを行う。
- ② 学科会議や教育計画会議（非常勤講師を含む学科科目担当者により構成）において、授業の内容や学生の履修状況に関して情報を交換し、協力・調整を図るとともに、次年度に向けての検討を行っている。

全学での教育課程の審議とSDGs教育

学科で検討されたコースや学科レベルでの見直しは、学科担当者と教務・学生課で集約し、全学の教育課程審議会を経て、翌年度の教育課程に反映されている。

授業や課外活動におけるSDGsの達成に資する取組は、学科の卒業認定・学位授与の方針における「社会貢献力」の獲得と深くかかわるものであり、学外にも活動を共有し、知見を蓄積する目的で、本学のWEBサイト掲載や情報誌の発行を行っている。

教育課程編成・実施の方針

生活プロデュース学科は、「ソニー学園ダイバーシティ宣言」に則り、学生の多様性を尊重するとともに、以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施します。

1 幅広い知識

「リベラルアーツ科目」「国際理解科目」「インターンシップ科目」「就業力育成科目」では、リベラルアーツや社会的に自立するための社会人基礎力を養います。「専門教育科目」では、各コースの専門分野に基づいた科目を学生が自由に選択できるようカリキュラムを編成し、コースの垣根を超えた幅広い知識を修得できる環境を整えます。

2 専門分野の知識と技能

「専門教育科目」を通じて、学生が主体的に、それぞれの分野における専門的な知識と実践的な技能を修得できる環境を整えます。

3 コミュニケーション力と共生力

コミュニケーション能力および他者との共生を可能にする素地を涵養するため、講義のみでなく、担任(1年次)・ゼミ(2年次)制による個別指導、少人数グループワークを通じた協同学習、ファッションショーなどのイベントといった多様な学びの形態を用意します。

4 社会貢献力

持続可能な社会の創り手となる責任感と倫理観を持ち、主体的に社会課題を発見・解決し、自ら新たな価値を創造する人材を育成するため、各科目にSDGsの視点を取り入れます。

5 課題解決力とプロデュース力

地域の人と繋がり、地域の問題に関心を持ち、自らの役割を認識して社会に貢献する人材を育成するため、地域に根差した学習を取り入れ、学習した内容をイベントやSNSを通して発表する場を設けます。

【保育学科】

保育学科の教育課程は、「社会人として必要とされる知識・能力・態度等の習得」、「保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用すること」、「保育に関する学びを発展的に深めながら、将来に向けて自ら設定した課題へ主体的・実践的に取り組むこと」といった学習成果の獲得を達成するために必要な授業科目を開講している。本学科で開講されている所定の科目を履修し、単位を修得することで、保育士資格及び幼稚園二種免許を取得することができる。

本学科では、卒業及び保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得の必修科目及び選択科目に分け、カリキュラム・ポリシーに沿って必修科目及び選択科目を各年次に適切に配当して編成している。これに関連し、授業科目には、ナンバリング科目コードを付し、基礎・応用・発展の順で取り組めるよう授業科目を体系的に配置している。

教育課程の見直しは教務委員が中心となり、保育士養成施設及び教職課程の認可条件(必要開講科目数、単位数、授業時間数、クラスサイズ等)の確認を含め、毎年度点検し、必要な改善を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**【リベラルアーツセンター】**

教養教育(リベラルアーツ科目)は、リベラルアーツセンターが所管し、教養教育の内容と実施

体制が確立している。リベラルアーツ科目は学科の専門教育科目と同じく、教育課程審議会にて定期的に見直しを行っている。科目は「日本語リテラシーⅠ」、「日本語リテラシーⅡ」、「情報リテラシー（データサイエンス入門）」、「生涯スポーツと健康Ⅰ」、「生涯スポーツと健康Ⅱ」、「湘北スタートアップセミナー」、「ビジネスに役立つ教養とDX」、「生活に役立つ教養とSDGs」、「暮らしの中のテクノロジー」、「社会生活のための基礎知識」、「日本国憲法」、「社会と環境」、「メディア社会を生きる」、「ファッション文化論」、「日本の食文化」、「住環境デザイン」、「体験から学ぶ身近な心理学」、「いのちをめぐる科学技術」、「湘北リベラルアーツⅠ」、「湘北リベラルアーツⅡ」、「SNSとダイバーシティ」、「現代社会と倫理」、「日本語コミュニケーション」を開設している。

リベラルアーツセンターは、社会人として必要な3つの基礎能力（①社会や人との関係を作るためのコミュニケーション力、②対象に興味を持ち、問題を発見し、論理的に考える力、③状況を的確に把握し、主体的かつ柔軟に行動する力）を総合的に習得し、現代に必要な教養を身につけることを目的としたカリキュラムを提供している。

「日本語リテラシーⅠ」、「情報リテラシー（データサイエンス入門）」、「生涯スポーツと健康Ⅰ」、「生涯スポーツと健康Ⅱ」は、総合ビジネス・情報学科と生活プロデュース学科の1年次必修科目とし、「日本語リテラシーⅡ」は全学科の1年次必修科目としている。また、初年次教育として入学前に実施する「湘北スタートアップセミナー」は、全学科の1年次選択科目である。リベラルアーツ科目は各学科の教育課程表に組み入れられており、各学科の専門科目との関連は明確である。

リベラルアーツ科目の教育の効果は、一部科目のループリックや、プレイスメントテスト日本語（入学時、2年次前期終了時）の実施などにより測定・評価し、教育課程審議会での審議等も踏まえて改善に取り組んでいる。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科の人材育成に関する目的、およびその他の教育研究上の目的は、「ビジネスの基礎知識、目指す業種・職種で求められる実践的な知識と技能、ビジネスに必要なIT活用能力の3つを身につけ、ビジネス社会で活躍できる人材を育成すること」である。

その目的を達成するために、「教育課程編成・実施の方針」を定め、教養教育の内容と実施体制を確立している。

総合ビジネス・情報学科のカリキュラムは、「リベラルアーツ科目」「国際理解科目」「インターンシップ科目」「就業力育成科目」「専門教育科目」の5つに区分されている。

リベラルアーツ科目（教養教育）では、社会人として必要な基礎的な能力を養う。

専門教育科目では、会社の役割・流通の仕組み・金銭の動きなどのビジネスの基礎知識、目指す業種・職種で求められる実践的な知識と技能、AIによって情報化が加速しているビジネス社会に対応するIT活用能力を育成できるように編成している。

また、リベラルアーツ科目で養った基礎的な能力を基盤とし、それを専門教育科目の学びへと発展させることで、実践的な知識と技能の定着を図る。これにより、教養教育と専門教育を有機的に結びつけ、学生が段階的に知識やスキルを習得できるようにしている。

さらに、リベラルアーツ科目ではループリック評価を導入し、教養教育の効果を測定・評価しながら継続的な改善に取り組んでいる。この評価をもとに、より効果的な教育方法を模索し、教育内容の充実を図っている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科の教育目的は「生活プロデュース学科は、生活に関わる専門知識と社会課

題への関心を持ち、他者と協働することができる人材を育てる。」である。その目的を達成するため「教育課程編成・実施の方針」を定め、教育の内容と実施体制を確立している。

「リベラルアーツ科目」には、リテラシーを身に付ける科目と教養を深める科目が置かれ、生活プロデュース学科の学生は、いずれの専攻分野であっても、専門教育科目とリベラルアーツ科目の両方を学ぶことで、現代社会に必要な知見を効果的に深化させることができる。

「リベラルアーツ科目」の中には、「生活に役立つ教養と SDGs」（生活プロデュース学科の教員によるオムニバス授業を総合ビジネス・情報学科の学生が受講する）、「ビジネスに役立つ教養と DX」（総合ビジネス・情報学科の教員によるオムニバス授業を生活プロデュース学科の学生が受講する）など、片方の専門教育をもう片方の教養教育として展開する特徴ある科目も置かれ、教育資源を有効に活用している。

リベラルアーツ科目は全授業において「授業改善アンケート」を行い、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

【保育学科】

湘北短期大学では、「社会で本当に役立つ人材を育てる」という教育理念のもと、自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を養成することを教育目的に掲げている。これを実現する上で、専門科目のみに偏らない幅広く深い教養を培うことができるような教育課程の編成が必要である。保育学科において、教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成していることは基準Ⅱ-A-2 で述べたとおりである。その教育課程の編成において、「リベラルアーツ科目」、「国際理解科目」、「保健体育科目」、「就業力育成科目」、「専門教育科目」の5つの学習区分を設定している。つまり、学生自らの選択した保育という専門科目の他に複数の区分で科目が準備されており、幅広く深い教養を培うことができるような教育課程の編成となっている。

また、専門科目においては「保育実践研究」や「地域子育て支援論」を代表に、保育所・幼稚園・施設・自治体などと連携してイベントの運営等を行う実践的な学習機会が盛り込まれている科目が準備されている。これらの実践的な学びはまさに学生自身の思考、言語表現、決断と実行が総合的に求められるものであり、学生の教養をより深く、幅広げていくためにも欠かせない科目として教育課程に盛り込んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

【キャリア教育センター】

本学では、学科が所管する専門教育科目、キャリア教育センターが所管するインターンシップ科目と就業力育成科目のそれぞれにおいて職業教育を行っている。

学科の専門教育科目、インターンシップ科目、就業力育成科目における職業教育の内容、効果の測定・評価、改善への取組みは次の通りである。

インターンシップ科目は、キャリア教育センターが所管し、総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科において、「インターンシップリテラシー」（1年次後期選択）、「春季インターンシップ（長期）」、「春季インターンシップ（短期）」を開設している。本学では、希望する学生全員がインターンシップに参加する方針をとっており、学生には1年次の春休み期間中に実施するインターンシップに参加する前に、「インターンシップリテラシー」を受講させている。同科目を通じて、学生はインターンシップに対する目標を明確にするとともに、参加の心構えや実習先で求められる実践的な能力を身につけている。2024年度も授業の一環として「プロフィール評価・面接」を行い、インターンシップを通じて伸ばしたい能力について発表する機会も設けている。な

お、学生は「プロフィール評価・面接」にのぞむにあたり、5 分間の自己紹介動画作成にも取り組んでいる。

また、「インターンシップティーチング」（2 年次後期選択）も開設し、インターンシップに参加した 2 年生が 1 年生に対して、参加経験に基づくアドバイスを伝える機会を作っている。「インターンシップティーチング」では、1 年生に伝えるべきことを検討するところから始め、1 年生の「インターンシップリテラシー」の 2 コマ分を 2 年生による授業とし、その進行までを任せている。

インターンシップの効果の測定は、実習先の担当者による評価や学生からの自己評価により行い、その結果を改善につなげている。

就業力育成科目は、キャリア教育センターが所管し、以下の科目を開設している。

科目名	対象学科・年次等
「私のキャリアデザイン」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次前期 必修
「基礎教養のための数学演習」	全学科 1 年次前期 選択
「キャリアベーシック（SPI）」	全学科 1 年次後期 選択
「私の就職活動プランニング」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次後期 選択
「キャリアブラッシュアップ」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 2 年次後期 選択
「証券外務実践」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 2 年次後期 選択
「PC 活用ベーシックⅠ」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次前期 必修
「PC 活用ベーシックⅡ」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次後期 選択
「仕事に役立つ PC 演習（基礎）」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 2 年次前期・後期 選択
「仕事に役立つ PC 演習（応用）」	総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科 1 年次前期・後期 選択

「私のキャリアデザイン」は、ケーススタディやグループワークなども交え、働くことの意義、仕事の種類や内容、社会におけるコミュニケーションの在り方を学ぶ内容になっている。同科目で就職活動への意識付けを行ったうえで、1 年次後期から「キャリアベーシック（SPI）」で就職活動の筆記試験対策、そして、キャリアサポート課が担当する「私の就職活動プランニング」で就職活動のノウハウを学ぶとともに、自身のキャリアに対する認識を深める機会を提供している。なお、「キャリアベーシック（SPI）」において必要となる基本的な計算力が不安な学生に対して「基礎教養のための数学演習」を開設している。「キャリアブラッシュアップ」は、ソニーピープルソリューションズ株式会社から現役社員を講師として招き、企業で働くために必要な知識や考え方、社会人生活を始める準備として卒業までに備えておくべき心構えなどを実践的に学ぶ機会を設けている。「証券外務実践」は金融機関への就職後に必要となる二種証券外務員資格取得のための対策授業を行っている。

「PC 活用ベーシックⅠ」は、仕事で使う Microsoft Office の基本的な操作方法並びに授業で使用するアプリや学内の情報システムの操作方法を学ぶ。同授業だけではまだ PC 操作に不慣れな学生がさらに Excel や Word の操作方法を学べるように「PC 活用ベーシックⅡ」を開設。さらに、就職後に企業等ですぐに活用できる Excel の知識やスキルを学ぶために「仕事に役立つ PC 演習」を開設。習熟度に応じて、基礎クラスと応用クラスを用意している。

なお、効果の測定として、「私のキャリアデザイン」の受講前と受講後のアンケート調査、「キャ

リアベシク（SPI）」の受講前の模擬試験及び期末試験により行い、その結果を改善につなげている。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、教養教育を基盤とし、それを専門教育科目や就業力育成科目と接続することで、実践的な職業能力の育成を図っている。

就業力育成科目と専門教育科目を体系化し、就業力育成科目ではキャリア意識の醸成や就業力を高める内容を、専門教育科目では目指す業種・職種で求められる実践的な能力を培う内容を編成している。

共通必修科目の「プレゼミナール」や「ゼミナール」は、ビジネス社会で活躍するための基礎力を養うとともに、キャリア形成を支援する役割を果たしている。

専門教育科目の「フィールド科目」では、ビジネス情報、経理・金融、ショップマネジメント、オフィスワーク、観光ビジネス、プログラミング、メディアデザインの各領域を体系化し、それぞれを深く実践的に学べるよう編成している。

職業教育の効果は、資格取得率、就職率、卒業生アンケート等を定期的に測定し、集計・共有することで、教育の質向上を図っている。また、ゼミナール担当教員がキャリアサポート部と連携して指導にあたり、評価結果をもとに継続的な改善に取り組んでいる。

【生活プロデュース学科】

「国際理解科目」「インターンシップ科目」「就業力育成科目」では、社会的に自立するための社会人基礎力を養う。「専門教育科目」では、各コースの専門分野に基づいた科目を提供するだけでなく、コースの垣根を超えた幅広い知識の習得を促し、実際生活に必要な能力を育成する環境を整えている。SDGs、DXを始めとした現代社会で求められるリテラシーを身に付けられるよう科目横断的な配慮がなされている。

学科共通必修科目の「ライフスタイルマネジメントの基礎」（1年生前期）「ライフキャリアプランニング」（1年生後期）「ライフスタイルマネジメント」（2年生後期）では、大学の専門的な学びに移行するための導入教育に始まり、就業・自立への意欲を養うキャリア教育を段階的にを行い、続けて、人々の多様な生き方を知り自身の生活設計をする力や持続可能な社会を考察できる力を付けていく。

「医療事務・情報コース」では、目指す職業が特定されており、資格取得を通じて実務に必要な知識とスキルの獲得ができる教育課程が組まれていることに加え、医療人としての職業倫理を涵養するよう内容が配慮されている。他の4コースでは、希望する進路は幅広いが、生活関連産業の接客・サービス職、事務職で求められる汎用的な能力の修得を目指す専門科目が設置されている。例として「接客サービス特講」では、接客やサービス職の実務に携わる企業の方や卒業生をゲスト・スピーカーとして招き、受講する学生の興味や関心を高めている。

職業教育の効果は、資格取得、就職率、卒業生アンケート等により定期的に測定しているだけでなく、科目においても検証を行っている。例として学科共通必修科目「オフィスワーク演習」では、一般事務に必要な知識や社会人として求められる汎用的なスキルを身に付けるが、どの程度身に付いたか、どう役立てたいかの視点で学生が書いた振り返りは、職業教育の効果の質的な評価として扱うことができる。

卒業生を授業やイベントに招く機会においては、仕事の中で学科の教育がどのように役立っているかを聞くことで、教育課程の点検に役立っている。

職業教育を行うことと並行し、ゼミナール担当教員がキャリアサポート課の職員と連携し、適切な進路選択につながるよう学生個人への指導を行っている。

他大学へ進学希望の学生に対しては、ゼミナール担当教員が教務・学生課職員と連携し、進学先に合わせた個別の指導を行っている。

【保育学科】

保育学科の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、保育士や幼稚園教諭として必要となる能力が獲得されるよう編成されている。職業教育という観点からは、専門教育科目と教養教育につながるその他の科目群それぞれの学習を通じて、職業としての保育者へ接続できるよう図っている。特に専門教育科目ではさらに「専門基礎科目」、「目的理解科目」、「対象理解科目」、「内容・方法科目」、「基礎技能科目」、「総合演習科目」、「実習科目」、「その他の科目」の8区分に分類されており、保育者として必要な能力が身につけられるよう体系的に教育課程が組まれている。

また、職業教育の一環として、保育者としての自覚をもたせ、資質を高める目的で、実習指導をはじめとした複数の授業の中で、保育現場で働く保育者を招いて話を伺う機会を多く企画している。その他、課外活動として保育ボランティアに学生たちが参加できるような環境を整え、実習以外に保育現場の実際を知る機会を確保している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

【生活プロデュース学科】

2025 年度から長期履修学生制度を導入しており、改めて学修成果的な把握とそれに応じた教育課程の編成が必要である。

学科全体で定期的にデータを入手、確認、分析して次年度の教育内容に活かすルーティンを確立するため、学修成果の獲得状況を測るデータの種類を整理し、入手方法、分析方法を検討する。

【キャリア教育センター】

- ・基礎学力の低下
- ・自己理解の不足、企業や職業理解の不足
- ・PC 習熟度の差
- ・タイピングスキルの不足

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

【教務・学生部】

「教育の理念」である「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」、教育目的である「自分の頭で考え、自分の言葉で表現し、自分で決めて実行する人を育てること」に基づいて定められている学習成果は、各学科の学びの特性などを踏まえ、具体性がある内容となっている。

授業科目は、学生が履修しやすいように各年次にわたり適切にバランスよく配置され、また、CAP 制により十分な学習時間を確保し、学習成果を獲得できるようになっている。ほとんどの学生が2年間で単位を修得し卒業しており、これらの学習成果は一定期間内で獲得可能である。

また、学修成果の測定は「カリキュラム・マップ」に従って「アセスメント・プラン」に定める方法で測定が可能である。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。】

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、本学の建学の理念である「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」に基づき、「実践的な知識と技能を身につけ、ビジネス社会に貢献できる人材の育成」を教育目的・目標として確立している。この教育目的・目標は、シラバスや学科の公式ウェブサイトなどを通じて学内外に広く表明している。

各授業科目の到達目標（学習成果）は、学科全体の教育目的・目標に対応して設定されており、カリキュラムマップを活用して体系的に管理されている。

教員は、シラバスに具体的な到達目標を明記し、その達成度を成績評価基準に基づいて適切に評価している。さらに、評価の公平性を確保するため、最高評価「AA」を受講者の20%以内、次点の評価「A」とあわせて50%以内とするなど、一定の基準に沿った成績評価を行っている。ただし、これが妥当でない一部の科目については、科目の特性に応じて柔軟に評価を実施している。

また、学科では各教員の成績評価の実施状況について、成績分布の確認やシラバスとの整合性を点検し、評価の適正性を把握・検証する体制を整えている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、5つの学修成果（ラーニングアウトカム）を定めている。

L1 幅広い知識—社会と生活についての知識と自ら情報を得る力を身につけ、自立した市民として社会生活に活かすことができる。

L2 専門分野の知識と技能—生活にかかわる各分野（被服、食物、住環境、子どもと家族、医療・福祉・健康）の専門性に応じた知識と基礎技能を修得している。

L3 コミュニケーションと共生力—多様性を尊重し、他者とのコミュニケーションを図る能力と、共生や協働を実現する素養を身につけている。

L4 社会貢献力—「持続可能な社会の創り手」としての責任感と倫理観をもち、自らの役割を認識して社会で活躍できる。

L5 課題解決力とプロデュース力—身につけた知識・技能等を総合的に活用し、人々の生活に関わる課題の解決を図るとともに、新たな“もの”や“こと”を創り出し、豊かな生活をプロデュースすることができる。

生活プロデュース学科で開講する全ての科目は、この5つの学修成果の一部あるいは全てに対応しており、シラバスに明記して学生も確認できるようにしている。教員が成績評価を行う際には、シラバスに記した学修成果と授業の具体的到達目標に基づき、学生が獲得した学びの成果を適切に評価している。また、年々、多様な背景を持つ学生の割合が増す状況に適切に対応するため、学期末の成績評価の時点だけでなく、各期の途中においても、定例の月次学科会議で学生情報を共有し、学生が学修成果を獲得できるよう学科教員が協力して支援している。

【保育学科】

各授業科目の学習成果は、シラバスにおいて各授業の学習成果となる到達目標を示している。また、科目ごとに設定された学習成果と学科における学習成果の対応を具体的に示すため、各科目における学習成果と、大学及び学科で掲げる学習成果との対応をシラバスにおいて明示している。

教員は、各担当科目において、シラバスに学習成果としての到達目標を示している。そして、15回もしくは30回の授業を通じて学習成果が獲得できるよう授業が計画されている。学習成果の獲得状況は、シラバスに示した成績評価方法により適切に評価している。

教員が行った成績評価の状況については、IR 室より提供される教育課程区分別の成績評価や授

業評価アンケートの結果を合わせて点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

【IR 室】

I R室において学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定している。

「アセスメント・プラン」に基づき、教育課程編成や授業改善のため、GPA 分布・平均値、成績分布（単位修得状況）、学位取得状況、資格等取得状況、卒業率、就職率、各種アンケート集計結果等を IR 室から各学科・センターに提供している。

学生の成長実感（自己評価）や学生生活や学習の満足度を問うアンケート、卒業生へのアンケート、卒業生の就職先へのアンケートを実施し、それらの結果も教育課程編成や授業改善に活用している。

学習成果の獲得状況を量的・質的データは、教育課程審議会での審議、学科・センターでの学修成果の点検に活用している。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、学科の教育目標の達成状況を検証するため、学習成果の獲得状況を量的・質的なデータを用いて継続的に測定・分析する仕組みを整備している。

まず、GPA 分布、単位修得率、学位取得率などは教務・学生部で取りまとめ、資格試験や国家試験の合格率といった量的データについては学科で把握している。これらの指標は事業計画のレビューや自己点検評価報告書に取りまとめ、学習成果の把握に活用している。

さらに、学生による授業評価アンケートや自己評価の結果も教務・学生部で収集したものを学科内で共有しており、授業の改善や学生の学修状況の把握に役立てている。

インターンシップセンターを通じた実地研修や、留学への参加率、大学や専門学校への編入学率、在籍率、卒業率、実就職率などについては、学校全体でデータを収集しており、学科にもシェアされている。学科としてはこれらの情報を職業的な成果やキャリア形成に関する学習成果の一環として分析・活用している。

また、卒業生およびその進路先を対象としたアンケート調査も、学校全体の取り組みとして定期的実施されており、学科会議等での学習成果の点検の際に参照・活用している。

これらの多様な指標やデータに基づく検証は、学科における教育の効果や学習成果の達成状況を多角的に把握するための重要な手段であり、得られた分析結果は、カリキュラムの見直しや授業改善などに積極的に反映されている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、2022 年から 2023 年にかけて検討を重ね、ディプロマポリシーならびにカリキュラムポリシーを変更した。それに伴い、それまではコース別に学修成果を定めていたが、学科全体の学修成果に統一した。教員は、L1 から L5 までの学修成果と各担当科目の到達目標を対応させ、成績評価基準に基づき学修成果の獲得状況を適切に把握するよう努めている。そして、定期的に IR 室から提供されるデータをもとに、学生が学修成果をどの程度獲得できたかについて点検、確認し、次年度の教育課程編成等の検討において活用している。

活用している具体的データは、GPA の分布状況・平均値、免許・資格取得状況、授業評価アンケート結果、学修成果・教育課程区分別集計、学修に関するアンケート結果、インターンシップや留学、他大学への編入学率、在籍者数の推移の捕捉、休学・退学率、就職内定率、実就職率など、それぞれ数値化されたものであり、過年度との比較や経年の変化を見ることができる。

【保育学科】

学位取得者数、保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得者数等のデータは年度末に集計している。特に、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状の取得状況は、その取得率のほか取得に至るまでの単位の取得状況や実習状況等を含めて量的・質的に把握し、他学年の学生指導の改善に反映している。

就職率や進学率といった量的な進路データのほか、マイスター教員を中心とした就職指導の状況といった質的なデータも合わせて学生に対する進路・就職指導の改善に活用している。

【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】**<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>****【IR 室】**

「学修成果」の獲得状況について、「カリキュラム・マップ」に従って成績評価や学生満足度を集計することで可視化している。

「学修成果」及び「カリキュラム・マップ」については履修ガイドに掲載している他、学生に新学期ガイダンスで周知している。また、「学修成果」、「カリキュラム・マップ」、「学修成果に関するアンケート結果」をWEBサイトで公表している。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、教育目的である「ビジネス社会に貢献できる人材の育成」の達成状況を把握・共有するため、単位修得率、GPA 分布、学位取得率、資格試験の合格率、インターシップ参加率、就職率、卒業生アンケートの結果など、量的・質的なデータに基づいて学習成果を可視化している。これらのデータは、大学全体のデータとしてまとめられ、湘北短期大学の公式ウェブサイト上に「IR 情報」として公開されており、学内外のステークホルダーに対する透明性と説明責任の確保に努めている。また、事業計画レビューや自己点検評価報告書などにも反映されている。

さらに、各授業のシラバスには具体的な到達目標や評価基準が明示されており、学生自身が到達度を客観的に確認できる体制を整備している。加えて、湘北短期大学では、今後、履修した科目や取得資格に対して「オープンバッジ」を付与する仕組みの導入を検討しており、個人の学びの成果をより可視化し、社会的に認証できる形で提示できる体制の構築を進めている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科ではコースごとに重点目標とする資格を定め、合格率の目標を設定している。合格率は学修成果の獲得状況とも密接に関係があることから、合格率低下局面においてはその原因を把握して翌年の学生指導に反映させている。

1 年次の学科共通必修科目である前期「ライフスタイルマネジメントの基礎」、後期「ライフキャリアプランニング」では、入学前の初年次教育科目「湘北スタートアップセミナー」で用いたテキストを継続して使用し、学生基礎力や社会人基礎力をワークシートで確認したり、時期を区切って学生自身が目標を設定したり、その達成状況をふりかえる取組みを実施している。これらを通じて、学生が自ら学修成果の獲得状況を自覚できる機会を設けている。

学修成果の獲得状況については、IR 室が3学科分のデータを整理し、過去3年分を本学公式WEBサイト上で公表している。

【保育学科】

保育学科では、学修成果として「①保育士資格・幼稚園教諭二種免許を取得し、保育・教育の分野における専門職に従事することができる」、「②社会人として必要とされる知識・技能・態度等を習得している」、「③保育の内容・方法に関する知識や技能を習得し、さらに実践的に活用することができる」、「④保育に関する学びを発展的に深めながら、自ら設定した課題への取り組みと考察を行い、さらに将来に向けた主体的・実践的な取り組みを行うことができる」の4点を掲げている。この中で、②～④に関しては、その内容から公表に適した明確な指標の設定が難しく、学修成果の公表にはいたっていない。しかしながら、①に関しては、保育士資格、幼稚園教諭二種免許それぞれの取得状況、またそれをいかした就職率について教育情報として大学HPに掲載しており、学習成果の獲得状況の公表に努めている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

【生活プロデュース学科】

アンケート調査を実施している学内各部署やIR室と連携し、複数のアンケートの結果を総合的に分析して学科の自己点検、改善を行うことができるような仕組みづくりを図るため、2024年度から検討に着手することとなっていたが、次年度に持ち越すこととなった。

学生が学修成果を獲得することは、学科教育の目標であるが、教育資源を有効に活用できているか、その把握は容易ではない。的確な学習支援につなげるため、学修成果の獲得を個人、科目、コース、学科全体などそれぞれのレベルで質的、量的に把握することができるとよい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

【教務・学生部】

各入学者選抜の方法は、本学の入学者選抜規程第2条に次の通り定めており、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応している。

（選抜試験の方法及び区分）

第2条 選抜試験は、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定を行うものとする。また、能力・意欲・適性等の評価・判定にあたっては、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、入学志願者の学力を構成する特に重要な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」の3要素について適切な把握を行うものとする。

2 本学において実施する選抜試験の区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校推薦型選抜
- (2) 総合型選抜
- (3) 一般選抜

- (4) 児童養護施設等推薦型選抜
- (5) 社会人選抜
- (6) 外国人留学生選抜

(学校推薦型選抜の方法)

第 3 条 学校推薦型選抜は、指定校制及び公募制に区分し、次の各号の方法により行うものとする。

(1) 指定校制

本学が指定した高等学校（以下「指定校」という。）に在籍し、所定の推薦基準を満たし、在籍する学校長の推薦を受けて、本学を第一志望とする志願者を対象とする。学力検査を免除し、学校長の推薦書、調査書及び面接・プレゼンテーションにより選考する。なお、指定校は、本学への過去の入学者数及び本学在学中の成績等を参考にしてアドミッション・オフィス会議で候補校を選定し、教授会の議を経て、学長が決定する。

(2) 公募制

在籍する高等学校の学校長の推薦を受け、本学を第一志望とする志願者を対象とする。学力検査を免除し、学校長の推薦書、調査書及び面接・プレゼンテーションにより選考する。

2 学校推薦型選抜（指定校制・公募制）による志願者は専願とし、本学合格後の入学辞退は原則としてできない。

(総合型選抜の方法)

第 4 条 総合型選抜は、本学を理解し、本学で学びたいという強い意欲と本学が求める基本的学習能力を持つ者を積極的に受け入れるものとし、1 次選考と 2 次選考により合格判定を行う。

2 総合型選抜に志願する者は、エントリーシートを提出しなければならない。エントリーシートには、本学への志望理由等の他、高等学校等での学習・生活の状況を把握するため、「学習成績の状況（評定平均値）」、「欠席日数」、「遅刻日数」の記載を求める。

3 1 次選考は、志願者の選択する次のいずれかの方法により可否を判定する。

(1) エントリーシートに基づく面接・プレゼンテーション

(2) エントリーシートに基づく面接及び作文

4 2 次選考は、調査書の内容及び 1 次選考の結果をもって可否を判定する。

5 総合型選抜に志願する者は、専願ないし併願を選択できるものとする。専願を選択した志願者は、2 次選考合格後の入学辞退は原則としてできない。

(一般選抜の方法)

第 5 条 一般選抜は、学力試験、小論文及び調査書に基づく面接により選考を行う。

2 学力試験の教科は、国語、数学及び英語とする。

3 小論文は、高等学校学習指導要領を踏まえた「言語活動」を通して育成された「思考力・判断力・表現力」を評価することを目的に行う。

4 英語の 4 技能（聞く、話す、読む、書く）を評価するため、志願者が日本英語検定協会が実施する「実用英語技能検定」の「2 級」、「準 1 級」、「1 級」のいずれかの級に合格しており、出願時に所定の申告が行われた場合に、学力試験の得点に加点する。

(児童養護施設等推薦型選抜の方法)

第 6 条 児童養護施設等推薦型選抜は、児童養護施設等の入所する者で、かつ別に定める受験資格を満たす者に対して、調査書及び面接・プレゼンテーションにより選考を行う。

2 児童養護施設等推薦型選抜による志願者は専願とし、本学合格後の入学辞退は原則としてできない。

(社会人選抜の方法)

第 7 条 社会人選抜は、受験する年度において満 23 歳以上の者、ないし社会人としての就業経験等を 2 年以上有する者にして、学修計画書、面接、小論文により選考を行う。

2 前項とは別に、社会人選抜には本学が神奈川県より受託する公共職業訓練「専門人材育成コース」による選考を含める。この選考は面接、小論文により行う。

(外国人留学生選抜の方法)

第 8 条 外国人留学生選抜は、日本国籍を有しない者で、かつ別に定める受験資格を満たす者に対して、日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」のうち、本学が指定する「日本語」の科目の成績及び面接により選考を行う。

AP に定めている通り、入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法（総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制・公募制）、一般選抜、外国人留学生選抜 等）を実施している。

「入学者選抜規程」を定め、規程に基づき入学者選抜を実施している。選抜試験の合格者等を教授会の審議を経て学長が決定することとしており、学長を中心とした責任体制は明確である。

また「アドミッション・オフィス運営規程」に基づき、アドミッション・オフィス会議を定期的に行っているほか、入試制度改革、学生募集計画の企画立案及び入学者選抜における多面的・総合的な評価（書類審査・面接審査等）に関する業務に主体的に関わるアドミッション・オフィサーを 3 名配置するなど、アドミッション・オフィス等を整備している。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

<区分 基準Ⅱ-C-2 の現状>

【教務・学生部】

学生募集要項は、AP 及び選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。

また授業料、その他入学に必要な経費は、学生募集要項、WEB サイト、入学案内等で明示している。

オープンキャンパス、個別学内見学等における相談及びメール・電話・SNS 等での受験生及び保護者の問い合わせ等に対して、広報部を中心に全学で適切に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1の現状>

【教務・学生部】

入学手続き者に対し、入学手続き完了時に、入学事前学習資料、初年次教育「湘北スタートアップセミナー」の案内を送付するとともに、本学のポータルシステム「湘北ポータル」のアカウントを配付し、入学式及び入学時教育懇談会の案内、新学期予定表、スクールバス時刻表等を送付し、授業や学生生活についての情報を提供している。

入学者に対し4月の第1週に学習や学生生活のためのオリエンテーション(新学期ガイダンス)を行っている。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のため、上記の「湘北スタートアップセミナー」の中で様々な授業を行っている他、新学期ガイダンスの中で授業や履修登録に関するガイダンスを行っている。

学習成果の獲得に向けて、「履修ガイド」等の印刷物や「学生生活ガイド」「資格取得奨励制度冊子」等のWEB上の情報を発行しており、新学期ガイダンスにて、履修及び卒業に向けて履修登録や卒業・進級要件に関する説明を行っている。

学生の学修上の悩み等について、全教員がオフィスアワーを開設し、適切な指導助言を行っている。また、各期のGPAが1.0以下かつ修得単位数が当該学科当期平均を下回る学生には、学生、保証人、担当教員、教務・学生部職員による四者面談を実施し、成績不振の要因の確認、今後に向けた話し合いなどを行う体制も確立している。

基礎学力が不足する学生に対して、学び直しの為、2018年度より「基礎教養のための数学演習」を開講している。2025年度からは「実用と教養のための数的リテラシー」に名称変更した。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援として、総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科1年次必修科目「ジェネラル・イングリッシュⅠ」「ジェネラル・イングリッシュⅡ」、保育学科1年次必修科目「英語」において習熟度別クラスを編成している。習熟度の指標として入学時に行う「TOEIC Bridge」のスコアを用いている。また、日商簿記検定3級及び2級対策講座、3級及び2級FP技能検定対策講座、基本情報技術者試験対策講座を実施し、より難度の高い資格・検定の合格を目指す学生をサポートしている。

GPAで一定の条件を満たした学生に対しては、CAP制を緩和する措置を取っている。

「日本語コミュニケーション」では1年次の「日本語リテラシー」で一定以上の成績を収めていることを履修条件としている。

また図書館に「ITコンシェルジュ」(主にIT機器操作の支援)及び「学習コンシェルジュ」(主に学習支援)各1名を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。

留学生の派遣は、希望者を対象としたオーストラリア国立ニューカッスル大学及び台湾国立暨南大学における2週間の語学研修、オーストラリア国立ニューカッスル大学における3カ月間の留学がある(総合ビジネス・情報学科観光ビジネスコース留学フィールド学生)。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき、学習支援の方策を点検している。2024年度は、学力や汎用的能力についての調査結果(英語、日本語、SPI、PROG)を学科・センターと共有し、授業方法やカリキュラム改善に活用している。

【総合ビジネス・情報学科】

総合ビジネス・情報学科では、学生一人ひとりが確実に学習成果を修得できるよう、入学前後から継続的な学習支援体制を整備している。

まず、入学予定者には、入学までに学生生活や学科の学びに関する資料を提供し、安心して入学を迎えられるようにしている。入学後は、学生ガイダンスや履修ガイダンス、学科独自のオリエンテーションを実施しており、履修登録の方法、時間割の立て方、学習の進め方などを丁寧に説明している。このオリエンテーションでは、2年生の学生スタッフが参加し、友人作りや履修の不安解消を支援している。学生同士のつながりを促進することで、新入生が安心して学生生活をスタート

できる環境を整えている。

また、学生には履修から卒業までの指導をゼミナール担当教員が継続的に行っており、1年次の「プレゼミナール」では教員が主体となって基礎的な学習スキルや大学生活の基盤を身につける支援を行っている。学習上の悩みについては、ゼミ教員のほか、「なんでも相談室」や「学習コンシェルジュ」といった学内支援機関とも連携し、個々の状況に応じた助言・支援を行っている。また、2025年度から学生を2名体制で支えるため、ゼミナールとは別に入学時から卒業まで学生を担当するアドバイザー制を実施するための準備をしている。

さらに、基礎学力に課題がある学生に対しては、学習サポートを個別に実施する学習コンシェルジュを紹介するなど、フォロー体制も整えている。また、各授業で応用課題を設定するなど、進度の早い学生に対しても配慮している。地域や企業と連携したPBL型授業を通じて、応用力や発展的な学びを支援している。

履修要項やポータルサイト等を通じて、学習支援に関する情報をわかりやすく提供しており、学生が自律的に学びを進めるための情報環境も整っている。

【生活プロデュース学科】

生活プロデュース学科では、1年生を約10名ずつに分けクラス担任を置き、全員への個別面談を含む親身な学習支援を行っている。その後2年生に進級する前に、「ゼミナールⅠ・Ⅱ」のクラス分けを行い、以降はゼミナール担当教員が卒業までの学習支援、就職活動と学生生活のサポートを行う。加えて、学生が所属するコースを管理するコース主任も学業への取り組み等を見守り、支援から抜け落ちる学生がいないよう体制を整えている。学科会議では定期的に、学生の動向について共有する機会を持っている。

4月の通常授業がスタートする前に、新入生に対し学科ガイダンスを行い、学習と学生生活をスムーズにスタートできるよう指導している。学科の教育目的、教員の指導体制等について解説後、新入生が学科時間割、履修ガイドおよびシラバスを参照しながら履修登録を行うところまで、2年生のアシスタント学生の協力も得ながら、ていねいなサポートを行う。生活プロデュース学科では、所属コースの科目だけでなく、他の4コースの科目も履修できるシステムであることから、多様な選択肢の中から適切な科目選択ができるようコースごとのモデル時間割を作成し、指導に用いている。

2023年度に入学した学生の「学習に関するアンケート」では、読解力・文章作成能力等の国語力が入学時よりも向上した、と回答した学生が約17%と低かったことの対策として、2024年度学科共通必修科目の中で「基礎学力向上タイム」を設け、語彙力アップの問題に継続して取り組んだ。

各科目における授業外での学習支援方法は、シラバスに明示している。教員はオフィスアワーを設け、研究室の入り口に掲示し、学生が訪問しやすい仕組みを整えている。

【保育学科】

学生自身が獲得すべき学習成果を具体的にイメージした上で授業に臨めるよう、各授業のガイダンスでは、その授業のねらいや具体的到達目標が成績評価の方法と合わせて具体的に説明を行っている。各授業の特性に応じて、グループワーク、ディスカッション、体験学習、学生相互参加型の模擬指導などのアクティブラーニングを取り入れている。こうした取り組みにより、授業における学習が学生個人に閉じることなく、周囲と協働しながら主体的に学習しその成果を得られるよう工夫している。

教員によるマイスター制を採用しており、2年間の学生生活をいわば担任のような形でサポートしている。学生30名程度に3名のマイスターが配置され、主担当のマイスター(担当学生1学年につき10名程度)が軸となり、学生ひとりひとりの学習成果の獲得に向けた支援が可能な体制である。適宜、マイスターによる個人面談を行っており、学生の状況を把握しながら必要な支援を行っている。また、学生の欠席や遅刻状況等、教員間で共有するための環境を整えており、マイスターや科目担当者以外の教員も含めて学科の教員が連携しながら学生支援を行える体制をとっている。

る。

[区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

【教務・学生部】

本学は教育職員と事務職員が一体となって学生生活を支援する体制を整えている。学友会活動をはじめとする学生の生活支援のための専門部署として教務・学生部がある。教務・学生部は、教務・学生部長のほか専任職員 6 名が学生生活の支援にあたり、学生委員会を主宰し、各学科・事務局各部の協力体制を構築している。

学生委員会は、各学科から 1 名、計 3 名の教員と事務局各部から選出された計 5 名の職員及び教務・学生部によって組織されており、学生生活、学友会活動、課外活動、奨学金等の学生への経済的支援に関する情報を共有し、学科・事務局を連携させる役割を担っている。これらを円滑に行うため、ほぼ毎月 1 回学生委員会を開催している。

また、学生委員はそれぞれ学友会の執行部や委員会の顧問を務めるが、学生委員以外にサークル等の顧問を務める教員 8 名をサポートメンバーとし、学生委員とサポートメンバー合同の拡大学生委員会を年に数回開催している。

本学は、課外活動も教育の一環であるという考え方のもと、学生の課外活動への参加を奨励している。学友会は、執行部、8 の専門委員会及び 14 のサークルで構成され、活発に活動している。また、学友会の決議機関として、委員会、サークルから選出された代議員による代議員会が設置され、年 2 回の代議員会で執行部員の承認、サークルの新規設立・継続に関する事項、次年度事業計画及び予算案の議決・承認を行っている。専門委員会又はサークルに所属している学生は、2024 年度では全体の 58% となっており、高い参加率を維持している。

また学友会活動を含む課外活動支援の一つとして「湘北ポイントシステム」を設けている。本学学生証の非接触 IC 機能を活用し、諸活動に参加した学生には湘北ポイントを付与している。貯まった湘北ポイントは図書カードやレストランチケットなどと交換することができ、学生の参加意識の向上に役立っている。

学友会の専門委員会・サークルには教職員が顧問として 1～2 名配置され、日常的に学生からの相談に対応する体制をとっている。さらに、執行部、各専門委員会幹部、サークル代表者で構成する部長会の幹部が一同に会して各活動を協議し報告を行うリーダーズキャンプにも顧問が出席し、必要なアドバイスを行っている。湘北祭やスポーツ大会といった大きな学園行事等については、教務・学生部が顧問とともに専門委員会やサークル等のサポートを行うが最終的な活動方針の決定等にあたっては学生の自主性を尊重することとしている。なお、教務・学生部は外部講師に委託して、各団体の幹部を対象として、年に 2 回リーダー研修を行い、各団体幹部のコミュニケーション能力の向上を支援している。

5 号館 1 階にキャンパスレストラン・売店を設けている。外部に運営を委託しているが、運営には運営助成費や厨房機器の供与をはじめ、大学側が最大限に関わり、廉価でバリエーションのある食事の提供を目指している。営業時間は 9 時～17 時迄、通年で営業を行っている。昼食時の集中による座席不足を緩和する為、テイクアウトメニューを提供するなど工夫している。売店では焼き立てのパン、菓子、飲料などを多数揃え、いずれも Edy 付学生証でスピーディな精算ができるシステムである。年間を通じて学生向けの企画を開催して、キャンパスレストランに学生が愛着を持つ憩いの場となるよう努めている。

このほか、3 号館 1 階に書店が来店し、10 時～15 時 30 分迄、書籍、文具、教科書等を販売し、学生は書籍を割引価格で購入できる。

自宅外通学予定の入学者には、本学 WEB サイト上で、本学が提携する不動産会社を紹介している。オープンキャンパスの際は、個別相談で対応し、合格者にはパンフレットを同封して情報提供を行っている。

最寄り駅である小田急線本厚木駅からの通学方法は、徒歩 25 分、路線バス 10 分のほか、本学

スクールバス 3 台を授業時間や履修学生数に合わせて運行し、学生の通学の便に供している。自転車・バイクによる通学者は許可登録制となっており、指定した駐輪場の利用を指導し、交通安全講座出席者に対し登録ステッカーを交付している。なお、自動車通学は禁止している（但し、身体に障がいがある学生の自動車通学については、必要に応じて、構内に専用駐車場を設け認めている）。

学業成績・人物ともに優秀な学生を経済的に支援し、社会に貢献できる人材育成を目的として、2 年間の学納金を免除する「井深大奨学金制度」、2 年次前期授業料を免除する「特待生制度（2 年次）」、1 年次の前期授業料を免除する「特待生制度（1 年次）」を設けている。2024 年度は合計 15 名が特待生となった。また、経済的支援を必要とする学生を対象として、授業の空き時間等を使って大学の事務等の業務に従事してもらい、時間当たり最低賃金+200 円を学修奨励金として支給する「ワークスタディプログラム奨学制度」を設けており、年間延べ 30 名程度の学生がこの制度を利用して、学生生活に必要な資金を得ている。

上記のほか、①国際理解教育奨学金制度Ⅰ（ソニーグループ株式会社の寄付による奨学金）、②国際理解教育奨学金制度Ⅱ（ソニーグループ株式会社の寄付による奨学金）、③同窓生子女奨学金制度、④みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度、⑤資格取得奨励制度 など、多くの奨学制度を設けている。特待生制度を含む奨学金制度のために年間約 2188 万円を支出している。

- ①「国際理解教育奨学金制度Ⅰ（ソニーグループ株式会社の寄付による奨学金）」は短期海外研修参加者に奨学金 5 万円を給付する。同参加者が研修後卒業までの間に、TOEIC を受験し 400 点以上獲得した場合に奨励金 5 万円を、同 500 点以上獲得した場合に奨励金 10 万円をそれぞれ追加給付する。
- ②「国際理解教育奨学金制度Ⅱ（ソニーグループ株式会社の寄付による奨学金）」は 3 カ月の短期海外留学者の留学先授業料を大学が負担する。
- ③「同窓生子女奨学金制度」は本学の卒業生又は在学生の 2 親等以内の新入生を対象に、入学登録料 30 万円の内、半額相当 15 万円を奨学金として給付する。返還の義務はない。2024 年度は合計 27 名に与えられた。
- ④「みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度」は同窓会からの寄付をもとに、学友会活動、学外での競技、イベント、ボランティア活動等で優れた実績を残し、他の模範となる学生に活動実績優秀者奨学金 10 万円を給付する。返還の義務はない。2024 年度は 10 名に与えられた。
- ⑤「資格取得奨励制度」は大学が指定する資格を取得した場合に受験料から最高 10 万円まで、取得した資格の難易度に応じた奨励金を給付する。2024 年度は延べ 434 名が資格を取得し、奨励金は約 331 万円が給付された。

上記以外に 2024 年度「日本学生支援機構奨学金」の給付奨学金の受給者が 98 名、貸与奨学金の利用者が 211 名である。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングのため、「健康相談室」と「なんでも相談室」を学内に設置している。「健康相談室」には看護師が日中常駐しており、2024 年度の利用者は 539 名であった。「なんでも相談室」は、カウンセラー（臨床心理士・公認心理士）が相談にあたる体制としている。精神的な問題や人間関係に悩みを抱える学生に対して専門家の立場からの相談やアドバイスを行っている。2024 年度の延べ面談回数は 254 回（配慮を要する学生等の面談を含む）である。また、「なんでも相談室」のカウンセラーを SD 研修の講師として招き、教職員全員が学生の悩み相談等の傾向を共有する機会を設けている。

なんでも相談室以外に、電話・WEB カウンセリング、各地の提携カウンセリングルームでの面談カウンセリングも外部団体に委託して実施しており、学生には入学時にアナウンスしている。

卒業学年アンケートを 2 年生に対して実施し、学生の意見・要望を収集している。また、自己点検・評価委員会は、各学科から 2 名の代表学生を集め、学生生活全般についての意見を聴く機会を設けている。

特別聴講学生として中国の大連東軟信息学院から2名の留学生を受け入れており、GCセンターが中心となって、学習支援や住居の手配等の生活支援を行っている。

また現在、社会人学生は在籍していない。

大学構内のバリアフリー化は、1号館から7号館までの建物のうち3号館と6号館を除き、対応している。また、3号館、6号館の2階以上と多目的グラウンドを除きすべての施設に車いすでのアクセスは可能である。歩行困難な学生が多目的グラウンドを使用する場合は事務職員が車で送迎するなどの支援を行う。車いすで利用できるトイレは2号館を除く全館に設置している。

「障がい学生の修学支援に関する基本方針（ガイドライン）」に基づき、受験前、入学前、授業開始前などに必要とする支援についての聞き取りを行い、全教職員が緊密に連携・協力しながら個別の事情に応じた修学支援を行っている。障がい等のある学生の修学指導などは、「なんでも相談室」のカウンセラー、教務・学生部、健康相談室との連携が図られている。

長期履修学生制度として、生活プロデュース学科では「3年じっくり課程」を導入しており、2024年度に実施した入試において申請を受け付け、2025年度入学生のうち11名が3年課程を選択している。3年課程を希望する受験生は出願時に申請を行い、学科教員は入学前に当該受験生と面談を行って制度について説明及び意思確認を行う。入学後は学科教員が個別に履修登録等の説明を行う他、希望者向けガイダンス等を実施し、学生生活の支援を行っている。

また本学はボランティア活動等で顕著な実績をあげた学生を課外活動功労賞や活動実績優秀者奨学金制度の対象者とするなど、積極的に評価している。なお、ボランティア活動参加学生に活動内容に応じた湘北ポイントを付与するなど、その取組みに対するモチベーションを高めている。

【区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。】

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

【キャリア教育センター】

本学は教育職員と事務職員が一体となって学生の就職活動を支援する体制を整えている。就職を支援する専門部署としてキャリア教育センターの中にキャリアサポート課がある。キャリアサポート課では、専任職員3名（うち兼務職員1名）が全学科の学生の就職支援にあたっているが、キャリア教育センター長や同センター所属の非常勤職員2名も日常的に支援にあたっている。キャリア教育センターは、就職委員会を主宰し、各学科・事務職各部の協力体制を構築している。就職委員会は、各学科から1～2名選出された計4名の教員と事務局他部署から選出された1名の職員及びキャリア教育センターによって組織されており、「就職委員会細則」に基づき活動している。

キャリアサポート課は、1号館2階に位置し、キャリアサポート課専任職員3名とキャリア教育センター長の計4名（うち3名はキャリアカウンセラー有資格者）が常駐で学生の相談にのっている。学生は予約なしで相談が可能で、不安があればすぐに相談できる体制となっている。求人紹介、履歴書やエントリーシート等応募書類添削の他、面接練習も実施している。なお、学内に届く求人票は、専用のシステム（キャリアタスUC）を通じ、学生はPCやスマートフォンで学外からでも閲覧できるようになっている。

本学では就職のための資格取得を奨励するために「資格取得奨励制度」が整備されており、2024年度は延べ431名が資格を取得し、奨励金は約320万円が給付された。キャリア教育センターとしても、採用後に必要となる資格の取得支援として、「証券外務実践」を開講し、二種証券外務員資格試験対策を行っている。

就職試験対策として、次の授業、特別講座を開講している。

総合ビジネス・情報学科と生活プロデュース学科では、「キャリアベーシック（SPI）」と「私の就職活動プランニング」。

保育学科では、「進路・生活指導」と「公務員試験対策講座」。

学科、コース、ゼミごとに卒業時の就職状況を集計し分析・検討している。また、進路決定時点で学生に自ら選んだ進路に対する満足度も調査している。分析結果をもとに課題を抽出し、就職活動支援方法の改善やシラバスの見直しに活用している。

【教務・学生部】(5) 進学、留学に対する支援

進学・留学に対する支援として、教務・学生部で編入学希望者向けの説明会を実施するとともに、希望者に対する相談や編入試験受験のための指導を実施している。編入学は多くの大学から指定校の依頼を受けており、全学生へ周知している。また、編入希望大学への連絡等も必要に応じて行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

【生活プロデュース学科】

進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援が十分とは言えない。

2025 年度から長期履修学生制度（3 年じっくり課程）がスタートするが、学生の意欲に応じて、発展的な学びができるよう、科目の工夫、教育課程を柔軟に整える等見直しが必要である。

【キャリア教育センター】

多様化する学生への対応（就職以外の進路を選ぶ学生、正社員採用が困難と思われる学生）

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価の課題についての改善計画

就職先からのアンケート回答では、本学卒業生が不足している能力・身につけるべき能力として、文章力・語彙力、英語力、PC スキル、一般常識などが挙げられている。学内の各種指標に加え、外部からの評価も十分に踏まえて、教育の向上・充実のために教育課程を見直し、教育の理念に謳う「社会でほんとうに役立つ人材」を育てていく。

【教務・学生部】

前回の認証評価以降、教育力の向上・充実のため、以下のような取り組みを行った。

2019 年度 「カリキュラムマップ」 制定、

2022 年度 「湘北短期大学における内部質保証に関する方針及び実施体制」 制定

2022 年度 「外部諮問委員会」で外部委員を 1 名増員

2023 年度 「アセスメント・プラン」 制定

2023 年度 「授業改善アンケート」 改定

これらの取り組みにより、教育課程の見直しに有用な情報が充実した。その結果、2023 年度の SDGs 科目の展開・SDGs マップの作成や、2024 年度のデータサイエンス・AI に関する授業導入等、社会で本当に役立つ人材の育成に資するよう教育課程の改善が図られている。

前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応につ

いて記述してください。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ A 教育課程〕 ○ 就業力育成科目のシラバスにおいて、担当教員欄に所属のみを記載し、担当教員の明示がない科目がある。教育課程編成及び学生の成績評価を行う上で、担当教員名を明記し責任の所在を明確にする必要がある。
(b) 対策
【教務・学生部】 指摘を踏まえ、2020年に「シラバス作成に関する細則」を定め、組織的なチェック体制を整えた。
(c) 成果
【教務・学生部】 2020年のシラバス以降、部署名と共に担当者名も記載されている。 その他のシラバスも全て担当者名が記載されている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

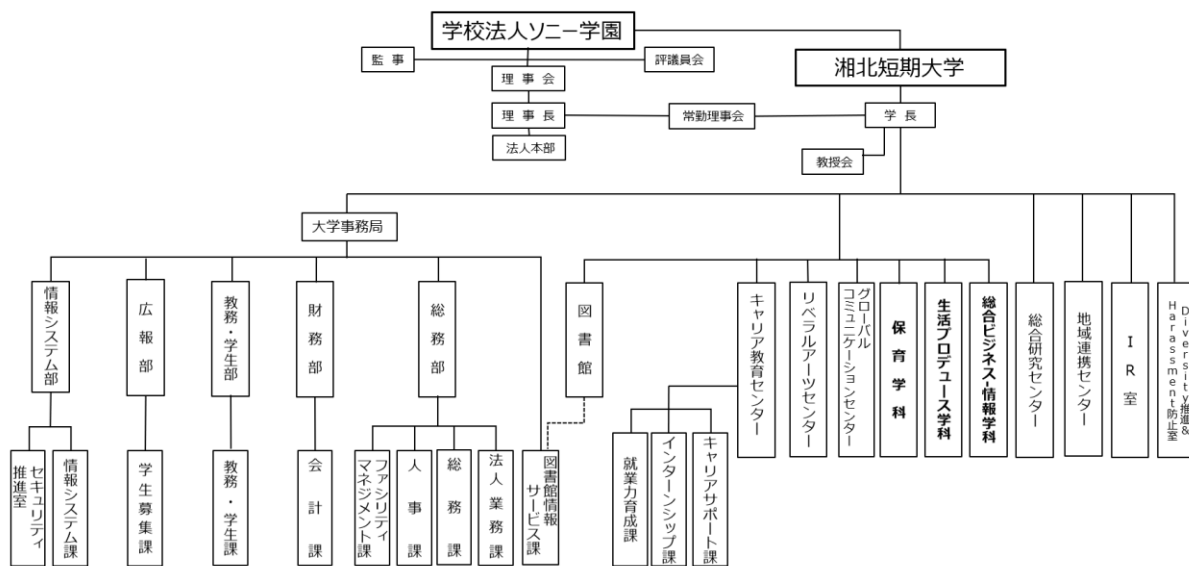
＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

【総務部】

2024年5月1日現在の専任教員数は33人（理事長、学長含む）である。

専任教員（学長を除く。）は、次の表の通り各学科に配置されており、短期大学設置基準に定める専任教員数（教授の所定数を含め）を充足している。また、専任教員は、全学的横断組織である専門委員会（入試総合、学生、教務、就職、学生募集、図書館、自己点検・評価）の委員長及び委員、センター（リベラルアーツセンター、グローバルコミュニケーションセンター、地域連携センター、総合研究センター）のセンター長及びメンバーを兼任し、委員会またはセンターごとに定める規則に基づき、各部門や学科との連携・協力を通じて、各組織の事務を全学的見地から業務を遂行している。

(2024 年 5 月 1 日付)



専任教員の職位の決定は、採用時及び昇任時に「専任教員の任用及び昇任規程」に基づき行っている。本学の専任教員は真正な学位を有し、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準に規定される教員の資格条件を充足している。専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績は、本学WEBサイトの教員紹介及び研究者データベース（J-GLOBAL）において公表している。

学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて、専任教員に加えて非常勤教員を採用している。2024年度の非常勤教員数は、全学科で98名である。

非常勤教員は、「非常勤講師就業規則」に基づき、本学の専任教員の資格基準に該当する者、あるいは特定の専門分野において同等以上の学識を有する者、かつ教育上研究上の指導能力があると認められる者としている。採用に当たっては、学科長、学科担当教員、教務・学生部長、総務部長が、非常勤教員候補者が短期大学設置基準に定める教員の条件を充たしていることを書類、面接等で確認し、学長が決裁している。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、補助教員として、生活プロデュース学科の実習系授業で教務補助職員4名、保育学科専門科目 TA2 名とリベラルアーツ科目 SA22 名を配置（教務・学生部に要確認）している。SA 制度は、優秀な学生のスキルアップの機会にもなっている。専任教員の採用は、「専任教職員採用選考規程」及び「専任教員の任用及び昇任規程」に基づいて行っている。教員の昇任は、規程に定める昇任の条件（教育経験年数及び研究業績並びに教育業績等）に基づき、所属学科長が人格・識見、学会・社会活動などを勘案して昇任候補者を推薦し、教授会、常勤理事会の議を経て学長が決定している。

【区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。】

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

【総務部】

研究活動は、教員個々の専門領域の研究のほか、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき授業と直結した研究あるいは課外活動に関する研究なども行われている。研究成果は、教員個々の所属学会や湘北紀要、自己点検データ集（毎年1回発行）で公表されている。

主要な研究業績、主要な経歴は本学 WEB サイトの教員紹介に掲載するほか、同ページから研究者データベース（J-GLOBAL）へのリンクが張られ詳細を公開している。

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）等の外部研究費は、毎年、公募通知があり次第、申請の変更点を含め学内に周知して応募者を募っている。過去3年間においては、研究活動スタート支援、基盤研究Cに応募し、2022年度採択0件（応募0件）、2023年度採択1件（研究活動スタート支援）900千円（応募1件）、2024年度採択0件（応募1件）を獲得している。

獲得した資金の管理方法は、文部科学省のガイドラインに沿って整備した「湘北短期大学公的研究費取扱規程」、「湘北短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範」、「湘北短期大学公的研究費使用マニュアル」に基づいて、適正に行っている。

専任教員個人の教育・研究活動を支援し、質の高い教育・研究の維持向上に資するため「教員研究費規程」を定め、個人研究費制度（年額30万円）、学内研究助成金制度（総額150万円以内）を設けている。学内研究助成金制度は教員が研究テーマを申請した時に、審査会を経て、個人研究費とは別に研究費を助成するものである。

本学の研究活動における不正防止体制を整備するため、「研究活動上の不正行為等防止規程」及び「研究倫理規程」を制定し、これに基づき研究者は研究倫理教育を毎年受講することを義務付けられている。専任教員は全員、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」を受講することとし、教務・学生部が受講状況を管理している。

「紀要投稿規程」に基づき、「湘北紀要」を年1回刊行し、本学WEBサイトでも公表している。また、科学研究費補助金、学内研究助成金、海外研究出張等による研究成果は、全教員が出席する拡大教授会で成果を発表している。

「個人研究室利用に関するガイドライン」に基づいて、大学は全専任教員の教育研究を支援するために個人研究室を貸与し、教員の教育研究に相応しい環境を整備・維持している。

本学園就業規則に基づいて、専任教員の勤務の取扱いを「教育職員の勤務に関する規程」に定めている。同規程により、専任教員は予め学長の承認を得て、週1日出勤を要しない勤務日（以下「研修日」という。）を設定し、本学以外の場所での研修、研究、授業の準備、学外出講等に充てることができる。

「教員の海外研究出張規程」により、専任教員は長期又は短期（3カ月以内）の海外における研究活動への従事、国際会議への出席等ができる。

FD 活動は、「組織・業務分掌規程」において、教務・学生部の所管事項とし、同部にて年間の活動計画を立案している。また、「FD 活動推進委員会規程」に基づき委員会を開催し、全学的な教育の質の向上を目指し FD 活動の内容を確認・検討している。教員は FD 活動への参加等を通し

て授業・教育方法の改善を行っている。なお、相互授業参観週間、FD 研修には事務職員も参加している。

■2024年度FD活動

- ・授業改善アンケート
- ・授業改善計画書
- ・ティーチング・ポートフォリオ
- ・相互授業参観週間、授業参観コメントシート

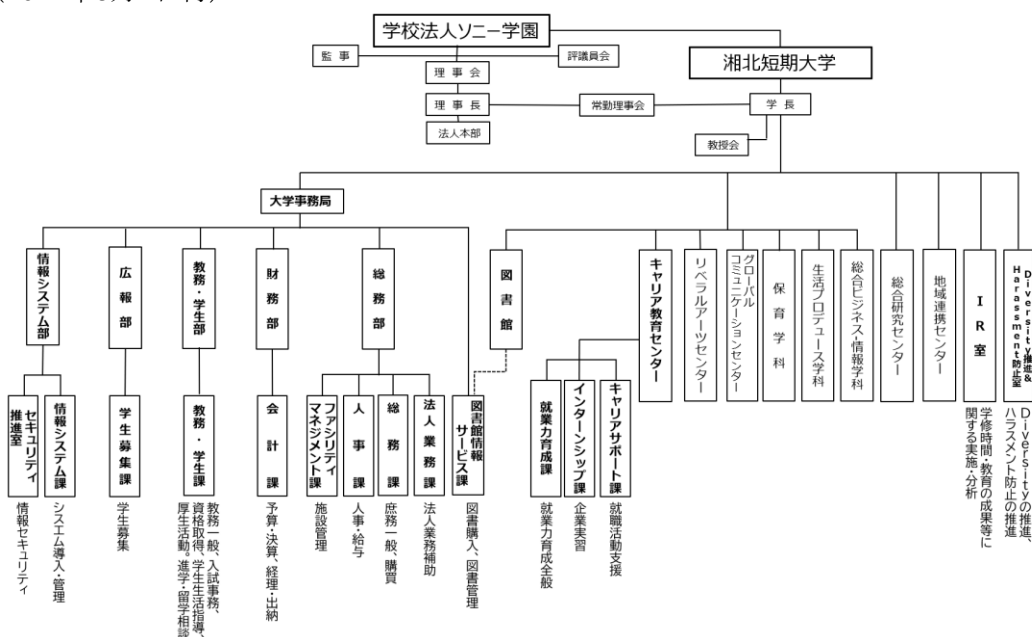
「区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。」

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

【総務部】

本学における事務組織及び所管事務は次の通りである。

(2024年5月1日付)



2024年5月1日現在の専任事務職員の総数は28名である。事務職員の採用、異動に際しては、本人の経歴、技能及び保有資格などを評価して、適切な組織に配属し、本人の能力や適性を十分に発揮できるようにしている。

各部門の業務・責任は「組織・業務分掌規程」に定められている。事務局長のもとに総務部、情報システム部、財務部、教務・学生部、広報部、図書館情報サービス課、学長直轄のIR室、Diversity推進&Harassment防止室、キャリア教育センターに、必要な職員が配されている。各部門の責任者として部長（キャリア教育センターはセンター長）が任命され、所管事務を統括している。1号館1階に事務局（事務局長室、総務部、情報システム部、財務部、広報部、教務・学生部、健康相談室）を、1号館2階にキャリア教育センター、保育準備室を、4号館2階に図書館情報サービス課を設置し、学内ネットワークに対応したパソコンや印刷機やコピー機などの機器を整備しており、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

また、事務職員は、全学的横断組織である専門委員会（入試総合、学生、教務、就職、学生募集、

図書館、自己点検・評価)の委員長及び委員、センター(リベラルアーツセンター、グローバルコミュニケーションセンター、地域連携センター、総合研究センター)のセンター長及びメンバーを兼任し、委員会またはセンターごとに定める規則に基づき、各部門や学科との連携・協力を通じて、各組織の事務を全学的見地から業務を遂行している。

教育・研究や組織管理・運営に関して、事務局職員が果たすべき役割の重要性が高まるに伴い、能力開発やスキルアップを行う必要があることから「湘北短期大学 FD/SD 実施規程」に基づき、SD 活動を実施している。事務局 SD 活動は、採用時の新入教職員オリエンテーション、年4回(2024年度)の研修会の実施するほか、年2回、学外の研修期間を利用した選択型研修の受講を義務付けている。また、学外で実施される「日本私立短期大学協会」や「日本学生支援機構」等が主催する研修会への参加も促し、教職員が定期的に研修に参加し、事務職員としての資質向上、スキルアップに努めている。

■2024年度SD活動 ※教務・学生部にて

- ・2024.04) SD研修(入職オリエンテーション)
- ・2024.06) SD研修(「障害者差別解消法と合理的配慮について」)
- ・2024.10) SD研修(「障がい等のある学生への合理的配慮について」)
- ・2025.03) SD研修(「入試・OC説明会」)

【教務・学生部】(6) 学生の成績記録を規定に基づき適切に管理している。

学生の成績記録等は、「文書取扱い規程」(備付-規程集12)に保存年限・学内基準が定められていて、これに従って適切に保管されている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

【総務部】

各事務部署において事務をつかさどるため、「組織・業務分掌規程」、「決裁規程」、「文書取扱規程」、「公印取扱規程」、「会計規則」、「固定資産管理規程」等の事務関係諸規程を整備している。

情報セキュリティ対策は、「プライバシーポリシー」、「個人情報保護基本規程」、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」を制定し、それらの規程に基づき学科・部署に保護管理者、保護担当者を指定し、個人情報管理に努めている。また、マイナンバー制度に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」、「学校法人ソニー学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定している。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

【教務・学生部】

教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう、「SDに関する規程」を定め、適切に実施している。

当年度における SD の実施方針・計画は、当年度4月迄に常勤理事会の議を経て学長が決定し、学内に公表している。

また教員の FD 活動に関しては「FDに関する規程」を定め、適切に実施している。全学的組織と

してFD 活動推進委員会を設置し、FD 活動について審議し、FD を実施・推進している。

教員はFD 活動への参加等を通して授業・教育方法の改善を行っている。

「授業改善アンケート」の結果を受けて「授業改善計画書」を提出することを全教員に求めている他、「相互授業参観週間」でのフィードバックコメントを担当教員に配付している。

専任教員には、「授業改善計画書」の内容やフィードバックコメントへの対応についてティーチング・ポートフォリオに反映するよう求めている。

指導補助者（SA・TA）については、「教育サポートスタッフ（SA・TA）制度に関する規程」に基づき研修を行い、資質・能力の向上に努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

【総務部】

教職員の就業に関する事項は、労働基準法 89 条に基づき、「学校法人ソニー学園 就業規則」をはじめとする諸規程に定められている。業務内容の多様化を受けて、任期付教員、特任教授、契約常勤職員などの雇用区分を整備し、それぞれに応じた「就業規則」を定めている。また、就業規則に付随して、「ハラスメントの防止等に関する規程・同ガイドライン」、「公益通報等に関する規程」等を定めている。

教職員の就業に関する諸規程を含む「ソニー学園規程集」は、項目別・体系別に分類され、学内ネットワーク上に掲示し、常時閲覧できるようになっている。入職時のオリエンテーションで、就業に関する規程や学内ルールを説明している。主要規程に改定が生じた場合には、全学会同等の場で周知している。

教職員の就業は、「就業規則」に基づいて適正に管理している。出退勤は教職員証 IC チップにより記録され、休暇・出張等の申請は学内ネットワーク上のワークフロー承認により行っている。なお、教員については、「教育職員の勤務に関する規程」（研修日、学外出講、授業担当コマ数、休講補講等）及び「教育職員に係る授業コマ計算及び授業外の諸手当に関する細則」（授業時間、授業外の役務等）に詳細を定めている。

<テーマ基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

事業の継続には、人材の確保が一番の課題である。教員については定年退職や自己都合退職が生じた時点で、必要な専門性を見極め、最適な後任者を採用していく。職員については、今後の定年退職者（当面は主に役職者）の補充（採用もしくは内部人材の登用）は行うものの、平均年齢が 49.1 歳と高齢化してきており、若返りと長期的な観点での基幹人材（役職者）の採用を考慮する必要がある。

<テーマ基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

・「貢献度評価制度」の実施

本学が 2007 年度から実施している「貢献度評価制度」は、より質の高い大学教育・大学サービスの実現（教育の質の保証と学生へのより良い教育の提供）に向け、教職員一人ひとりの事業計画達成への貢献を促し、その貢献度を適切に評価して、処遇につなげていくことを目的とする。個人の評価結果は翌年度の昇給及び「業績・貢献度賞与」の支給額などの処遇に反映される。2025 年度より、達成すべき全学目標を明確にし、公平性かつ透明性を担保するために、全学目標に可能な限り KPI（Key Performance Indicator: 重要業績評価指標）を盛り込み、その目標を部門及び個人目標に落とし込む。加えて、個々人の貢献度を公正かつ適切な評価とするため、評価の仕組みを見直す。特に評価指標については、その時々を経営環境や事業の重点施策等を反映させ、教職員の納得度を高められるよう、柔軟に対応していく。また、当年度において特に功績を上げた団体（部門、チーム）を表彰する「学長賞」

を設け、年度末に表彰している。

・組織サーベイの実施

組織内の課題の把握と、組織全体が同じ方向に進むための風土を醸成することを目的に、2024 年 7 月に、初めて「組織サーベイ」を実施した。サーベイでは、「組織の他者への推奨度 (eNPS: Employee Net Promoter Score)」と「勤続意向」の 2 項目、及びその根拠となる「経営、事業戦略、働き方、上司、同僚、業務内容、成長機会、評価」の 8 項目、計 10 項目の満足度等を測り、教職員の本学への「貢献意欲 (エンゲージメント)」を可視化した。この結果に基づいた施策を実行することで、教職員のエンゲージメントやモチベーションの向上に繋げていく。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

【総務部】

本学のキャンパスは、神奈川県厚木市温水所在の 1 カ所である。校地面積は 27,496.02 m²で短期大学設置基準の 規定面積 9,600 m² を充たしている。運動場は、校地内に「多目的グラウンド」(1,924 m²) を有している。多目的グラウンドは、テニス、フットサル、その他のスポーツができる人工芝による施設である。

校舎の面積は 17,281.98 m²で短期大学設置基準の規定面積 7,600 m²を充たしている。

大学構内のバリアフリー化は、1 号館から 7 号館までの建物のうち 3 号館と 6 号館以外は対応している。また、3 号館、6 号館の 2 階以上と多目的グラウンドを除き、全ての施設に車いすでのアクセスが可能である。歩行困難な学生が多目的グラウンドを使用する場合は事務職員が車で送迎するなどの支援を行う。車いすで利用できるトイレは 2 号館を除く全館に設置している。なお、車いすや杖の利用者が在籍する場合は、履修する授業をチェックし、バリアフリーの教室で実施するよう対応している。

3 学科が共用で使用する一般教室や PC 教室等に加え、学科の教育課程の授業に対応した専用の演習室、実験・実習室等を用意している。教室の机・椅子については、アクティブラーニングに資するよう、可動式の机・椅子を増やしている。なお、全教室に PC、プロジェクタ、大型ディスプレイ等の機器が設置されている。

教室以外には、3 号館コラボール、6 号館イベントホール、5 号館キャンパスレストランや、エレナ d、学生が交流、休息等に利用するのに適当な場所を用意している。

通学が困難な地域からの入学生は少ないので、学生向けの寄宿舍や借り上げアパート等の校正施設は設けていない。

「個人研究室利用に関するガイドライン」に基づいて、大学は全専任教員の教育研究を支援するために個人研究室を貸与し、専任教員の教育研究に相応しい環境を整備・維持している。

本学の校舎及び施設の概要並びに授業に用いる主な機器・備品は次の表の通り整備されている。

【図書館】(11) (12) ①②

本学図書館は、4 号館の 2 階および 3 階に設置されており、総床面積は 1,211 m²である。座席数は 140 席、蔵書数は約 112,000 冊、雑誌 60 タイトル、視聴覚資料は約 3,600 点を所蔵している。2 階はグループワークに適した「にぎわいフロア」、3 階は個別学修に適した「しずかフロア」として明

確にゾーニングされており、それぞれの目的に応じて、学生の主体的な学修活動を支援する環境を整備している。2 階のオープンスペースにはノートパソコン 10 台を常設し、さらに貸出用のノートパソコン 10 台、デジタルカメラ 2 台、デジタルビデオカメラ 2 台を備えている。これらの機器については、図書館に常駐している「IT コンシェルジュ」が操作方法の相談を受けるなど学生の情報リテラシーの向上に向けた支援を行っている。

図書の整備にあたっては、以下の規程に基づき、教育研究上必要な資料を体系的に収集・提供しており、学修・研究活動を多角的に支援する体制を整えている。

- 「図書館規程」(2015 年 11 月 1 日施行)
- 「図書館利用細則」(2023 年 1 月 1 日施行)
- 「図書管理細則」(2021 年 12 月 1 日施行)
- 「図書館選書基準要綱」(2021 年 12 月 1 日施行)

選書は、「図書館選書基準要綱」に基づき、授業内容、教養、学生生活に資する資料を中心として、全教員に対し、年 3 回の選書協力を依頼している。選書に当たっては、特定分野への偏在を防止するとともに、全学的な学修領域の網羅を図るよう努めている。また、書籍の更新を計画的に継続的に行い、常に最新の情報が提供できるよう随時、選書し購入する体制を整えている。資料の除籍については、現物およびデータの状態確認を経て、段階的かつ適正な手続きをとっている。除籍対象資料は、「除籍候補」として所在を変更し(段ボールに詰めて書庫で保管)、各箱に「山番号」を付し、リスト管理を行う。除籍にあたっては、事業計画で承認を得た除却資産金額を基に冊数の調整を行い、除籍の時期に応じて再度現物確認をした上で、正式な除籍処理を実施している。

所蔵資料の提供に関しては、ILL(図書館間相互利用)サービスの活用に加え、神奈川県図書館協会大学図書館協力委員会が運営する「神奈川県内大学図書館共通閲覧証制度」および厚木市立中央図書館との連携を通じて、資料の相互提供体制を整備している。また、2022 年度より、ILL(図書館間相互利用)サービスにおいて、文献複写の費用の一部を図書館が補助する形で運用に移行し、学生および教職員の調査研究活動を経済面で支援している。

2008 年度にオンラインデータベースを導入し、白書・統計等の参考資料とともに、資料検索環境を拡大した。さらに、授業に関連する教科書および参考文献についても定期的に購入し、学修支援の充実に努めている。

2021 年度に「入退館システム」を更新し、利用者の属性や滞在時間等の把握が可能となった。これにより、学科別の利用動向分析に基づいた授業との連携や図書館サービスの向上が可能となった(施策の展開は 2025 年度より実施)。また、館内の環境改善を目的として、2022 年度には図書館 2 階フロアの約 3/4 のフロアマット張替えを、2023 年度には 3 階フロアのほぼ全域にわたるフロアマット張替えを実施した。

さらに、2023 年度より「おやこ図書館」を開始し、地域の子育て支援への支援(原則毎週土曜日、地域の乳幼児および保護者に図書館を開放)および保育学科における実践教育の場(月 1 回、保育学科の学生による保育実践)を行っている。これに伴い、乳幼児および保護者が安心して利用できる環境を整備するとともに、教職員へのダイバーシティの観点から、図書館 2 階にジェンダーフリーのトイレを新設(旧女性用トイレを改修)した。加えて、3 階の利用頻度の低かった男性用トイレを女性用に転用することで、在籍の多い女性の利便性を高めた。

今後も、教育研究活動を支援し地域連携強化に資するよう、本学図書館の学修環境の整備に着実に取り組んでいく。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

【総務部】

施設設備の維持管理を適切に行うために、「会計規程」、「会計細則」、「固定資産・物品管理細則」、

「特定用品・一般用品の実地棚卸細則」を整備している。固定資産は、「固定資産・物品管理細則」に基づき毎年全点棚卸を実施することにより、実在性、有用性を確認し、資産の除却、整理、維持管理などを適宜行っている。物品は「特定用品・一般用品の実地棚卸細則」に基づき棚卸を実施することにより、維持管理している。

ファシリティ・マネジメント課を中心に、予算を適切に確保し、施設の定期的あるいは突発的な修繕に対応し、維持管理に努めている。

各教室の設備の維持管理は、主に使用する学科を中心に更新や新規購入を行っている中、2024年度の特筆すべき事項としては、保育学科で主に使用する2号館ML教室の、楽器・映像・音響設備の入替を実施し、教育環境の充実に努めている。

火災・地震対策は、「消防計画」に基づき防火及び地震防災管理事項を定めている。総務部を事務局として、法令に基づいた消防用設備等の点検整備、避難施設・災害対策装備品の維持管理を行っている。全館建物の耐震診断、基準に基づいた耐震対策（補強）は既に完了している。大地震への備えとして「緊急地震速報」の受信システムが設置され、震度4クラス以上の場合、自動的に非常放送が全館に流れ、エレベーターが最寄り階に停止するシステムになっている。「大地震対応マニュアル」を整備し、WEBサイトに掲載し、周知している。使用者側委員と教職員側委員で構成される安全衛生委員会（総務部長が委員長）は、緊急地震速報システムを利用した全学避難訓練（年1回）、安否情報システムの運用訓練（年2回）及び消火器訓練（年1回学生と教職員対象）を実施している。

学内の防犯対策は、警備員が常駐し24時間体制で警備を行っているほか、早朝夜間は教職員証・学生証によるゲートの入退出管理を行っている。

「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ管理規程」に基づき、学内の全PCにはアンチウィルスソフトをインストールし、教職員が使用するPCは紛失・盗難時のセキュリティ対策としてハードディスクを暗号化している。外部に公開しているWEBシステム（湘北短期大学WEBサイト、キャリアサポート部、eラーニング）は、WAF（WEB Application Firewall）とIPS（Intrusion Prevention System）により、不正接続への対策を講じている。

省エネルギー対策として、夏季の空調設定温度指針を設け、授業や学生の諸活動に支障を及ぼさない範囲で節電計画を策定し、夏季ピーク時の電力消費の削減を推進している。省資源対策として、ゴミ箱の整備による廃棄物の分別回収・リサイクル、学内照明のLED化を推進している。

また、毎月の使用電力量と電気料金、コピー枚数の状況を教職員に周知し、省エネと省資源への協力依頼を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地、校舎ともに短期大学設置基準を十分に満たしている。近年の男性の入学者増加に伴い、男性用トイレの増強も要検討事項である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

自然災害（南海トラフ地震、超大型台風、富士山噴火等）の発生を想定し、すべての災害に共通する「ライフライン（電気、水）の確保」については、500人（想定される登校者の最大人数）が1週間滞留することを前提に、学内の避難滞留エリアを特定し、そのエリアにおいて必要となる電源の確保（自家用発電機や発電用の燃料補給タンクの増設）は要検討である。近年の災害時にトイレの確保が話題になる中、2024年度は「マンホールトイレ」を1基購入した。2025年度は、さらに1基購入予定である。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

【情報システム部】

教育課程編成・実施の方針に基づき、技術サービスの提供、学生・教職員のサポート、施設設備の充実を、情報システム部が各学科、各センター、教務・学生部と連携し、ニーズを汲み上げながら進めている。情報システム部は情報機器の専門職員で構成され、教育に必要な情報システムや映像・音響機器などの導入・更新・運用を担っている。

学生への情報技術トレーニングは、入学時の ICT ガイダンスや情報系授業などの機会を活用して実施している。また、IT コンシェルジュ（図書館に常駐する IT サポート担当者）が技術的な課題を抱える学生を支援し、技術力向上を図っている。教職員に対しては、新しい情報システムや情報サービスの導入時に FD・SD 研修を実施し、情報技術の向上を促している。

学内の情報機器や情報サービスについては、各機器のライフサイクルや教育における重要度を考慮し、5 年程度の中期計画を策定し、計画的に更新している。また、毎年各機器の使用状況を棚卸しし、資源の有効活用を確認している。

学務システムやグループウェア、決裁システム、購買システムなどを導入し、学内管理部門の効率化を図っている。ほぼすべての教室にプロジェクターなどの教材提示装置と PC を整備し、教職員には 1 人 1 台の PC を配布している。

BYOD の普及に伴い、無線 LAN の整備や基幹 LAN の増強を進めるとともに、Wi-Fi アクセスポイントの配置を見直し、最適化を図っている。

教員は新しい情報技術を授業に活用している。例えば、インストラクショナルデザインを適用したピアノレッスンの映像教材を総合研究センターの支援を受けて作成し、高度な技術習得につながった事例がある。また、生成 AI を活用し、成果物とともにプロンプトの内容を共有・評価することで、新しい時代に対応した教育を展開している。

特別教室として、PC 教室（3 室）や CALL 演習室（1 室）を整備している。また、図書館には常設 PC を配置し、貸出 PC も用意している。ただし、BYOD の普及により、自宅学習環境と授業環境を統一する授業が増え、PC 教室は 2018 年度と比較して 2 室減少している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

事務処理の効率化は進んでいるものの、依然として紙で運用されている伝票も存在する。さらなる効率化のため、今後は電子化を一層推進する必要がある。

技術部門と管理部門の連携をより密接にし、単なる効率化にとどまらず、業務全体の改革を進めていくことが求められる。

教育における ICT 活用の知見を共有する役割は情報システム部が担っているが、教員同士が意見交換し、知見を共有できる仕組みも必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

【財務部】

資金収支及び事業活動収支は、2022年度は収入超過したが、2023～2024年度は、2年間にわたり支出超過を継続計上している。事業活動収支の支出超過の理由は、総収入の約8割に当たる入学者数減少に伴う学納金収入及び補助金収入の減少に拠るものである。

貸借対照表は、総資産100億円台を維持しており、純資産構成比率90%以上を確保し、健全に推移している。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係は、本学が1法人1設置校ということとから定期的に精査を受けていることにより的確に把握している。

資金収支及び事業活動収支が2年間支出超過となったが、貸借対照表は健全な状態で推移しており、本学の存続を可能とする財政を維持している。

退職給与引当金は、「学校法人ソニー学園 退職手当支給規程」（備付・規程集）に則り、入職、退職、退職財団掛金交付金などの情報に基づき適正に引当てている。

資産運用を適切に行うために「学校法人ソニー学園 資金運用管理規程」（備付・規程集）、「資金運用管理委員会細則」（備付・規程集）を整備し、財務部は毎月保有残高、時価、格付を理事長、法人本部長、監事、ソニーグループ(株)財務部担当に報告している。

教育研究経費は、過去3年間の平均が340百万円超で経常収入の30%超となっている。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、経常収入の30%超を教育研究経費として確保し、教室内の映像・音響を含む情報システムの充実、図書館・教室の空調設備更新、照明のLED化、図書の購入などに対して適切になされ、教育の質は維持できるようにしている。

公認会計士による監査は年間計画に基づき行われ、監査意見への対応は適切に行っている。なお、今のところ、特段のクリティカルな指摘は受けておらず、適正性が担保されている。

本学の寄付金は、ソニーグループ株式会社からの寄付（奨学金に充当）、同窓会組織のみずき会からの寄付（奨学金に充当）、記念事業募金（奨学金に充当）から構成されており、それぞれ用途を明確にしている。なお、学校債の発行はない。

2022年度は入学定員充足率90%・収容定員充足率97%、2023年度は入学定員充足率68%・収容定員充足率79%、2024年度は入学定員充足率68%・収容定員充足率67%であり、改善が必要な水準である。

過去3年間の収容定員充足率は減少傾向で、「学生募集力の強化」、「教育力の強化」、「就職力の強化」という3つの重点施策を柱として、学生数の減少に対応する体制の見直しと強化を行ない、財務体質の改善を図っている。

財的資源の適切な管理は、年度ごとの事業計画を毎年11月の常勤理事会で計画方針・スケジュール・ガイドライン等を示し、部門別審議会を経た後、全体をまとめ、最終的に3月の評議員会・理事会で承認を得ている。

決定した事業計画と予算は、評議員会・理事会で承認後、速やかに各部門に通知し、3月の全学会同において理事長・学長、法人本部長・事務局長が全教職員に説明している。

全学の基本的統制環境としての決裁規程が整備され、基本方針の策定に始まり、人事や財務関連に加え、投資、経費の支出など重要事項に係る決裁事項と承認権限者が定められており、総務部が決裁事務局として決裁者への回覧と稟議書の保管を行っている。

こういった全学的決裁規程への順守体制の下、財務関連の規程として「会計規則」が整備され、日常的な出納業務や資金関連業務、更には月次決算および年次決算の業務がこの規程に則して遂行されている。

年度予算は月次決算を実施することにより、進捗状況を確認し、適正に執行している。

日常的な出納業務は、「学校法人ソニー学園 会計規則」等に基づいてなされており、財務部長が定期的に理事長・学長、法人本部長・事務局長に報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、適切な会計処理に基づいて記録され、現金は月末に財務部長が現金残高棚卸を行い、預金残高とともに経理責任者である法人本部長及び監事に報告しており、安全かつ適正になされている。有価証券は毎月「債券管理リスト」を作成

し、債券ごとに時価及び格付けをモニタリングし、その健全性を確認し、結果を理事長・学長、法人本部長・事務局長、監事等に報告している。また、監事による定期的な監査も実施している。

財務部長は財務諸表を毎月作成し、事業活動収支、資金収支、投資進捗などを「経理報告」として理事長・学長、法人本部長・事務局長を含む学内マネジメントに報告している。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

【注意】

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体 平成 27 年度～）の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

【法人本部】

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標での本学の経営状態は、2023 年度は A3（正常状態）だったが、2024 年度は B3（イエローゾーン）に位置している。これは、「教育活動資金収支差額」が過去 3 年のうち 2 か年以上（23 年度、24 年度）が赤字であることに起因している。

18 歳人口の減少、四年制大学への進学率の上昇と短期大学への進学率の低下という短期大学にとって大変厳しい環境の中、本学は、「建学の精神」と「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」という教育理念を継承しつつ、「本学の目指すべき Value Proposition（本学が学生に提供する価値）」を以下のように定めた。

学生一人ひとりが、いち早く幅広い社会的素養を確実に身につけて、卒業後に即戦力として地域経済・社会に貢献できる人材となる充実した学びの場を提供する

これを指針に、2024 年から 2029 年までの活動の基本方針となる中期計画を策定した。

本学の強み・弱みの把握は、学校基本調査、神奈川県短大進学率、入学者・オープンキャンパス参加者の出身校別・エリア別の客観的データに加えて、自己点検・評価委員会が行っている「外部諮問委員会」、「在学生代表との意見交換会」、在学生、卒業生及び就職先へのアンケート調査等で実施している。事業計画は、学長から経営実態・財政状況を踏まえた「事業計画重点施策」が示され、学科、センター、事務部門は、それぞれの事業計画と予算案を作成する。次年度の事業計画と予算案は、理事長、学長の主催する「事業計画審議会」での審議を経て常勤理事会で諮問され、最終的に評議員会、理事会で決定される。なお、事業計画と予算は「全学会同」で教職員に周知される。

本学は事業活動収入の 74.9%（2024 年度）を学納金が占めており、財務上は入学者数によって収支が直接影響を受けることから、事業計画重点施策には入学者数の目標値が掲げられ、広報部が中心となって新年度の学生募集のための広報活動を 3 月から開始している。

本学の専任教員数は短期大学設置基準を充たし、常勤の事務職員数は学生数の変動も見据えながら、事務組織のスリム化、事務の合理化を図り、併せてパート職員の活用等により適切な人事計画を立てている。施設設備の整備、補修は、中長期的な計画に基づき実施しており、将来計画は明瞭である。

私立大学等経常費補助金（一般補助、特別補助、改革総合支援事業）の獲得を引き続き実行していくとともに、周年事業募金等による寄付金も継続している。また、不要となった図書資産等の遊

休資産の処分も事業計画に織り込んでいる。

本学の2024年度の収容定員は960名（在籍学生数644名）である。うち総合ビジネス・情報学科は440名（同322名）、生活プロデュース学科は250名（同137名）、保育学科は270名（同185名）である。2021年度は収容定員を超える学生が在籍していたが、2022年度からは収容定員を下回る学生数となり、23年、24年度と減少している。この状況を踏まえ、適正な定員管理を目指し、2025年度からの入学定員変更（生活プロデュース学科125名→90名、保育学科135名→110名）の届出を行った。

学科は各学科の入学定員に応じた教員を配置し、事務局は本学の収容定員に応じた職員を配置している。しかし、入学者数の減少に伴う学納金の減少に伴い、人件費比率は若干ではあるが上昇傾向である。

年に2回、全教職員が出席する「全学会同」で、学長が経営状況を説明し、危機意識とともに経営情報を共有している。財務部は財務諸表を毎月作成し、事業活動収支、資金収支、投資進捗などを「経理報告」として学科長、センター長、事務部門長に報告している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後想定される18歳人口の減少、四年制大学への進学率の上昇と短期大学への進学率の低下など、訪れる環境の変化に対し、経常収入の減少に相応した人件費、教育研究経費、管理経費のバランスを取ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務職員には、大学運営への積極的な参画が求められており、幅広く専門的知識を身につけるために部門間ジョブローテーションや研修の充実を図っていく。また、職員の能力向上と自己啓発を目的とする「資格取得支援制度」の活用を奨励していく。より充実した教育活動を行うために、施設の汎用性の向上、現存する物的資源の効率的な運用が重要である。施設設備を適正に維持管理するとともに、1号館は間もなく50年を迎えるので、中断のない点検と対策を講じていく。今後、情報技術の進歩が加速する中で、社会の変化に応じた人材育成、学習成果の獲得のため、情報技術の進化を把握し、授業への活用に取り組んでいく。訪れる環境の変化に対し、経常収入の減少に相応した人件費、教育研究経費、管理経費のバランスを図っていく。

【総務部】

事務職員が幅広く専門的知識を身につけるために、上述のSD活動の他、年2回、学外の研修プログラムを利用した選択型研修の受講を義務付け、事務職員としての資質向上、スキルアップに努めている。本学の1号館（竣工1974年/経過50年）から7号館（同2003年/同21年）は経年により建屋の老朽化や機能の劣化が進行しているが、現状を維持するためのメンテナンス施策を事業計画に盛り込んで確実に実行していくことと、その先を見据えた「建て替え計画（湘北リノベーションプラン）」の検討が必要である。

【財務部】

将来に備えた大学経営体制を強化すべく、不断の経費節減努力に加え、優先順位を付けた設備修繕活動、及びマイナスイ金利下の厳選した債券投資など、適正な支出管理で収支改善をおこなったが、

予想以上の環境の変化により、2年連続支出超過となった。今後は、安定的な収益確保のため、「学生募集力の強化」、「教育力の強化」、「就職力の強化」という3つの重点施策を柱として、学生数の減少に対応する体制の見直しと強化を行なう一方、湘北リカバリープランに直結する教育改革を推進する投資を盛り込んだ計画と資金運用計画の見直しを図り、収入確保に向けた収支の改善を図っていく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。〕

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

【法人本部】

理事長は、学校法人ソニー学園（以下「学園」という。）の目指すべき方向と学園の運営全般に亘って、常に強いリーダーシップを発揮している。理事長は、建学の精神と教育の理念の目指すところを機会あるごとに教職員に説明し、また教育の目的・目標を理解し、その達成のために教育施設・設備の状況等に常に目を配り、学習環境の改善・充実を図り、学園の発展に寄与できる者である。

理事長は、「寄附行為」第13条に基づき、学園を代表し、その業務を総理している。理事長は、「寄附行為」第33条に基づき、毎会計年度終了後二月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を5月に開催する評議員会に報告し、その意見を求めている。

〔区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。〕

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

【法人本部】

理事長は、「寄附行為」第11条に基づき、理事会を開催し、学園の意思決定機関として適切に運営している。また、理事長は「常勤理事会規程」に基づき、「寄附行為」第12条の二に定める常勤理事会を開催し、「寄附行為」第12条に基づき理事会から理事長に委任された決定事項についての諮問機関として適切に運営している。なお、常勤理事会は、常勤の理事と学科長、センター長等で構成される。2024年度に開催した理事会及び常勤理事会は次の通りである

2024年度の理事会、評議員会及び常勤理事会の開催状況

理事会	評議員会	常勤理事会	開催日
第1回理事会			2024年4月 1日
		第1回常勤理事会	2024年4月 3日
		第2回常勤理事会	5月 1日
第2回理事会	第1回評議員会		5月24日
		第3回常勤理事会	6月 5日
		第4回常勤理事会	7月 3日

		第 5 回常勤理事会	8 月 7 日
		第 6 回常勤理事会	9 月 4 日
		第 7 回常勤理事会	10 月 2 日
第 3 回理事会	第 2 回評議員会		10 月 25 日
		第 8 回常勤理事会	11 月 6 日
		第 9 回常勤理事会	12 月 4 日
		第 10 回常勤理事会	2025 年 1 月 8 日
		第 11 回常勤理事会	2 月 5 日
		第 12 回常勤理事会	3 月 5 日
第 4 回理事会	第 3 回評議員会		3 月 28 日

理事会は、「寄附行為」第 11 条第 2 項に基づき、学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は、「寄附行為」第 11 条第 3 項に基づき、理事長が招集している。

また「寄附行為」第 11 条第 7 項に基づき、理事長が議長を務めている理事会は、認証評価に対する役割を果たし、責任を負っている。前回の認証評価についても 2019 年度（令和元年度）第 2 回理事会において報告しており、また、次回の認証評価を受審する 2026 年度についても、同じく理事会での報告を予定している。

【区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。】

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

【法人本部】

本学園の理事は、学園関係者だけでなく、学園外の有識者、企業経営者等幅広い人材によって構成されている。理事会は学長、学科長、事務局長等の学内理事に学外理事が加わり、本学の発展のために必要かつ有益な知見を得、また学内外の種々の情報等を得ている。理事会においては、学科や事務部門からの報告が行われており、大学における教育に関する情報が共有されている。理事会は、寄附行為の変更、学長の決定、学科の新設や改廃、入学定員の変更、就業規則の改訂、事業計画及び予算案を決議するなど、大学運営に関する法的責任のあることを認識している。

理事会は、「寄附行為」第 12 条の二第 3 項に基づく「常勤理事会規程」を始め、「役員報酬規程」、「決裁規程」、「公印規程」、「会計規程」等学校法人運営に必要な規程類を整備している。また、大学に関する規程は、組織関係、研究関係、教育関係、教務関係、奨学制度等学生関係、コンプライアンス関係、図書館、人事・給与・福利厚生関係、財務関係、その他で、大学運営に必要な規程をほぼ網羅しており、必要に応じて見直しを行い、整備している。

理事の人数は、「寄附行為」第 5 条に 11 人以上 13 人以内を置くことを定めており、現在 12 名が就任している。理事の定数は、湘北短期大学学長（1 号理事）、評議員のうちから評議員会において選任した者（2 号理事）5 名、学識経験者のうち理事会において選任した者（3 号理事）5 人以上 7 人以内であり、法令に適合している。

理事は、全員、本学の建学の精神をよく理解している。

3 号理事は、他大学学長等に加え、有識者、企業経営者等幅広い人材によって構成されており、法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

理事の選任については、私立学校法第 30 条第 1 項第 5 号に基づき、「寄附行為」第 5 条及び第 6 条に規定しており、理事はこれに基づき選任されている。

「寄附行為」第 10 条第 2 項第 3 号に、「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき」を理事の退任事由として定め、「寄附行為」に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

2025 年 4 月の私立学校法改正に向けた「寄附行為」の変更や、「内部統制システム整備の基本方針」の制定、関連する諸規程の制定や改定を実施した。2025 年度以降は、新寄附行為に沿った適切な理事会（評議員会も含め）の運営を行っていくことが課題である。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 教学運営]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

【法人本部】

学長は 2024 年 4 月に就任し、副理事長を兼務している。大学運営全般においてリーダーシップとガバナンスを発揮しており、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学長は、企業経営において長い経験を有し、学長に相応しい高潔な人格を有している。

学長は、建学の精神と教育の理念に基づき、教育の質向上及び教育方法の改善を継続的に推進している。毎年度の事業計画には、教育の質向上を目的とする全学目標が盛り込まれ、その達成状況は事業報告書に記載される。2024 年度は、「学生募集力の強化」、「教育力の強化」、「就職力の強化」についてのリーダーシップを執り、全学的な推進に努めた。

学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）は「学則」に定めている。懲戒処分該当行為は「学生懲戒内規」に定め、学生生活ガイドにも記載し、学生に周知している。学長は「教授会運営規程」、「教授会審議事項内規」に基づき、教授会の意見を踏まえて学生の処分を決定している。

学長は、「学則」第 41 条の 2 に基づき、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督している。学長は、「学長選任規程」第 3 条に基づき、理事長の推薦により理事会の承認を経て選任され、教学運営の職務遂行に努めている。学長は、「学則」及び「教授会運営規程」に基づき、教授会を審議機関として適切に運営している。

教授会の審議事項は「学則」第 46 条、「教授会運営規程」第 7 条及び「教授会審議事項内規」第 2 条に定められおり、学長は、「教授会運営規程」第 6 条に基づき個別の審議事項を会議の 7 日前までに教授会構成員に通知し周知している。学長は、「学則」第 46 条、「教授会運営規程」第 7 条及び「教授会審議事項内規」第 2 条に基づき、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。学長は、「学則」、「教授会運営規程」に基づき教授会を開催している。2024 年度に開催した教授会は次の通りである。

教授会			
回数	出席人数	審議事項、報告事項等	開催日
第 1 回	23	審議事項 1. 障がい等のある学生の修学支援計画について 2. 「学納金等に関する規程」一部改定の件	2024 年 4 月 24 日

		3. 専任教員（任期付教員）採用の件 報告事項 ①教務・学生部長、②鈴木講師・清水講師・田中講師	
第2回 (拡大)	18 他、 准教授・講師 17	審議事項 1. 休学・退学の件 2. 特別聴講学生の決定の件 報告事項 ①教務・学生部長	2024年5月29日
第3回	20	審議事項 1. 休学の件 2. 障がい等のある学生の修学支援計画について 報告事項 ①理事長、②学長、③教務・学生部長、④太田教授	2024年6月26日
第4回	—	審議事項 1. 特別聴講学生の決定の件	2024年7月12日 (書面開催)
第5回	19	審議事項 1. 休学・退学の件 2. 神奈川工科大学との包括的連携協力に関する協定の締結について 報告事項 ①教務・学生部長、②鈴木教授	2024年7月24日
第6回	23	審議事項 1. 休学・退学の件 2. 湘北スカラシップ 合否判定の件 報告事項 ①教務・学生部長、③LA センター長、④金澤講師・鈴木(孔)講師・高橋准教授	2024年8月27日
第7回	19	審議事項 1. 復学・休学・退学の件 2. 9月30日付卒業判定の件 報告事項 ① 照井教授	2024年9月25日
第8回	19	審議事項 1. 休学・退学の件 2. 総合型選抜1、2期2次選考合否判定の件 3. ダイバーシティ推進に関する取り組みについて 報告事項 ①学長、③教務・学生部長、④小泉教授、⑤GC センター長	2024年10月30日
第9回	17	審議事項 1. 学生の懲戒処分の件 2. 障がい等のある学生の修学支援計画について 報告事項 ①教務・学生部長	2024年11月5日
第10回	20	審議事項 1. 休学の件 2. 学校推薦型選抜1期合否判定の件 報告事項 ①教務・学生部長、②鈴木教授	2024年11月20日
第11回	20	審議事項 1. 学校推薦型選抜2期合否判定の件 2. 2025年度教育課程、2026年度学修成果・DPCPにつ	2024年12月11日

		いて 3. 専任教員（任期付教員）採用人事の件	
第 12 回	19	審議事項 1. 井深 大 奨学金 奨学生選考試験 合否判定の件 2. 転学科 合否判定の件 3. 懲戒処分 不服申立ての件	2024 年 12 月 21 日
第 13 回	20	審議事項 1. 復学の件 2. 総合型選抜 3 期 2 次選考合否判定の件 3. 教員の昇任人事 ①教務・学生部長、②鈴木教授	2025 年 1 月 15 日
第 14 回 (拡大)	19 他、 准教授・講師 19	審議事項 1. 総合型選抜 4 期 2 次選考合否判定 2. 委託訓練事業 受講者選考試験 合否判定 3. 2025 年度入学生学則 「別表 1（教育課程）」、「別表 2（学納金）」一部改定の件 4. 2025 年度学年暦について 5. 2026 年度入学生「教育基本方針（教育目的、学修成果、三つの方針）」一部改定の件 6. 2026 年度入試について 報告事項 ①教務・学生部長	2025 年 1 月 29 日
第 15 回	20	審議事項 1. 一般選抜 1 期 合否判定 2. 2025 年度入学生「学則 本文」一部改定の件 3. 2026 年度入学生「学則 別表 2（学納金）」取扱いの件 4. 「湘北短期大学学納金等に関する規程」一部改定の件 5. 専任教員（任期付教員）採用の件 6. 「名誉教授」称号授与の件 7. 2026 年度入学生 奨学金制度について 報告事項 ① 築瀬教授	2025 年 2 月 18 日
第 16 回	20	審議事項 1. 退学の件 2. 卒業判定の件 3. 卒業に係る代表者の件 報告事項 ①教務・学生部長	2025 年 3 月 3 日
第 17 回	19	審議事項 1. 復学・休学・退学の件 2. 一般選抜 2 期 合否判定 3. 総合型選抜 5 期 2 次選考合否判定の件 4. 「卒業の認定に関する規程」、「進級に関する規程」一部改定の件 5. 入学に係る代表者の件 6. 専任教員（任期付教員）採用の件 報告事項 ①教務・学生部長、②鈴木教授	2025 年 3 月 7 日

第 18 回	19	1. 休学・退学の件 2. 進級判定の件 3. 2026 年度入学生「学則 別表 2 (学納金・長期履修学生制度)」取扱いの件 4. 「基幹教員制度」への移行に伴う対応の件 5. 障がい等のある学生の修学支援計画について 報告事項 ①教務・学生部長	2025 年 3 月 19 日
--------	----	--	-----------------

議事録は、教授会事務局である教務部が作成し、学長の承認を得て、学内ポータルサイトにおいて全教職員に公開し、文書として保存している。

「専門委員会規程」に基づき、学長の下に自己点検・評価、学生募集、教務、学生、入試総合、図書館、就職、委員会を、設置し適切に運営している。専門委員会の任務は、「委員会細則」に定めている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1 の現状>

【法人本部】

監事は、年度初めに監査計画書を作成し、学校法人ソニー学園（以下「学園」という。）の業務及び財産の状況について監査計画に基づき監査している。監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて、学園の業務及び財産の状況について意見を述べている。

監事は、「寄附行為」第 7 条第 2 項第 3 号に基づき、学園の業務及び財産の状況について、毎会計年度に、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出している。

以上のとおり、監事は、「寄附行為」の規程に基づき適切に業務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2 の現状>

【法人本部】

評議員定数は「寄附行為」第 22 条で 26 名以上 28 名以内と定められ 27 名が在任している。期中退任があっても定数を下回ることがないように適宜後任を選任している。評議員会は理事定数の 2 倍を超える数の評議員数をもって組織している。

評議員会及び評議員に係る寄附行為の規定は、私立学校法に準拠しており、評議員会は私立学校法第 41 条の規定に従い運営されている。2024 年度に開催した評議員会は前掲の通りである。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-3 の現状>

【法人本部】

会計監査人については、2025 年 4 月に改正される私立学校法から適用される事項であり、2024 年度は選任されていない。2025 年 6 月開催予定の「定時評議員会」での選任を進めている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

2025 年 4 月に改正される私立学校法に基づき、適切に法人・大学のガバナンスをきかせていくことが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-D-1 の現状>

【法人本部】

学校教育法施行規則の規定に基づく教育情報の公表、私立学校法の規定に基づく財務情報の公開は、本学の WEB サイト「情報公開、教育情報の公表」で行っている。主な公表内容は次の通りである。

ガバナンス・コードについても「1.法人及び大学の基本情報」にて公表し、合わせて毎年の「点検・評価（適合状況のチェック表）」も公表している。」

区分	項目と内容
1.法人及び大学の基本情報	(1) 寄附行為 (2) 建学の精神 (3) 法人及び大学の沿革 (4) 法人組織 (5) 役員等名簿 (6) 役員に対する報酬等の支給の基準 (7) ガバナンス・コード
2.法人の経営及び財務に関する情報	(1) 中期的な計画 (2) 事業計画書 (3) 事業報告書 (4) 財産目録 (5) 貸借対照表 (6) 収支計算書 (7) 監事の監査報告書 (8) 財務状況に関する説明資料 (9) 設置認可申請書・設置届出書、履行状況報告書等

	(10) 修学支援に関する確認申請書等
3. 大学の教育研究活動に関する情報	○学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育情報の公表 (1) 大学の教育研究上の目的に関すること 学則、学科の教育研究上の目的、湘北短期大学教育基本方針 教育の特色 (2) 教育研究上の基本組織に関すること 法人・大学の組織図、3 学科案内、大学の概要 3 センター、図書館 (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 専任教員数、教員一覧、ティーチング・ポートフォリオ (3 学科)、専任教員年齢構成、専任教員と非常勤教員の比率 (4) 入学者受入れの方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数 ・アドミッションポリシー (教育基本方針) ・設置学科・入学定員・学生数の状況 (入学者推移、卒業者数・進学者数・就職者数、退学・除籍者数) ・社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数 ・就職先の情報、主な就職先 ・進学・留学情報 (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること カリキュラムポリシー、シラバス (履修ガイド)、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、実務経験のある教員等による授業科目 (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了に当たっての基準に関すること ディプロマポリシー、学修成果 (ラーニング・アウトカムズ)、卒業要件単位数、履修ガイド、アセスメント・ポリシー、アセスメント・プラン、成績評価の基準 (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること キャンパスマップ (施設・設備)、キャンパスの概要、校舎等の耐震化率、図書館、アクセス (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 学納金、学納金等規程、奨学金制度、高等教育の修学支援新制度、 (9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 奨学金制度、キャリアサポート、心身の健康等相談窓口、障がいのある学生等への修学支援 (10) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関すること 学修成果 (ラーニング・アウトカムズ)、学位取得状況、 GPA 分布状況、GPA 平均一覧表、成績評価分布、・資格取得状況 (11) その他 ①教育の質保証に関する情報、IR 情報 湘北短期大学における内部質保証の方針及び実施体制、教学 IR を担当する組織・部局の概要、学修時間に関する調査結果、学修行動に関する調査結果、授業評価アンケート結果、卒業時アンケート結果、卒業生アンケート結果、勤務状況調査結果、就職園調査結果、学修成果に関するアンケート結果 ②オープン教育リソース ③国際交流、社会貢献等の概要 海外の協定相手校、社会貢献活動、大学間連携、産官学連携

	④大学ポートレート ○教育職員免許法施行規則に基づく公表（保育学科） ○数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関する公表（総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科、保育学科）
4. 大学の評価に関する情報	(1) 自己点検評価報告書 (2) 認証評価結果 (3) 自己点検評価に係る外部諮問委員会 (4) 文部科学省に選定された取組
5. コンプライアンス及び社会的責任に関する情報	(1) 学校法人ソニー学園情報公開規程 (2) 個人情報保護に関するポリシー ・学校法人ソニー学園プライバシーポリシー ・特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針 ・個人情報の取扱いおよび個人情報保護法に基づく公表事項等 (3) 情報セキュリティポリシー (4) 公益通報に関する情報 (5) 研究不正防止に関する情報 ・公的研究費の不正行為防止に関する基本方針 ・研究活動における不正行為の防止に対する取組 (6) ハラスメント防止に関する情報 (7) 学校法人ソニー学園ダイバーシティ宣言

<テーマ 基準IV-D 情報公表の課題>

公表内容の毎年の定例更新を、できるだけ迅速にかつ的確に行っていくことが課題である。

<テーマ 基準IV-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準IV 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

前回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の主たるステークホルダーたる 18 歳人口の減少傾向は、本学の今後の経営の在り方に大きく影響を及ぼすものであり、単年度事業計画の立案にとどまらず、今回の認証評価の結果を踏まえ中期計画を策定し、本学を存続させていく道筋を立てていく

【法人本部】

入学者数の回復を主軸とした「湘北リカバリープラン」の実現を目指し、2024 年 10 月に、本学が「価値ある高等教育機関」として機能し、特色ある教育内容で際立った短期大学として勝ち残るための、2024 年から 2029 年までの活動の基本方針となる「中期計画」を策定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

2026 年に受審予定の認証評価に向けて、今回の報告書内の課題を一つ一つ精査し、25 年度内に改善を行っていく。

前回の認証評価における向上・充実のための課題

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス 〔テーマ A 理事長のリーダーシップ〕 ○ 理事長・学長の諮問機関として、常勤理事会が規程等に従い月 1 回開催されているが、この常勤理事会と年 3 回開催の理事会との関連性が弱く、常勤理事会で審議された学則変更等は理事会の審議内容に含まれていない。最終的な意思決定機関である理事会と、理事長、常勤理事会との責任体制を明確にすることが望まれる。
(b) 対策
【法人本部】 理事会・評議員会を年 3 回、常勤理事会を月 1 回定期的に開催し、それぞれ規程等に従い審議を行っている。特に、理事会・評議員会の招集通知を発信する前は、常勤理事会で、理事会・評議員会の議案と議事内容を審議し確認を行っている。学則変更等も理事会の審議内容に含めている。
(c) 成果
【法人本部】 理事会と常勤理事会は、それぞれ「理事会規則」と「常勤理事会規則」に規定された内容に基づき、役割と責任体制は明確になっており、法人運営は的確に実施できている。